

愛媛県生活習慣病予防協議会

子宮がん部会

日 時 : 令和7年10月20日（月）

会 場 : 愛媛県医師会館

子宮がん部会協議事項

- 1 令和6年度事業について
 - ①子宮頸がん検診結果
 - ②事業評価のためのチェックリスト
- 2 令和7年度事業について
講習会の内容
- 3 子宮頸がんワクチンの受診状況について

○資料目次

各市町における子宮がん検診の実施状況	P 1
チェックリスト調査の実施状況	P 10
愛媛県総合保健協会の実施状況	P 20
JA愛媛厚生連の実施状況	P 24
子宮がん検診実施要領	P 28
精密検査実施医療機関届出実施要領	P 38
精密検査実施医療機関届出実施医療機関一覧	P 43
市町がん検診担当者研修会資料（HPV検査単独法）	P 45

がん検診受診率

「国民生活基礎調査」より（単位：%）

調査年		区分	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
男性	19	愛媛県	32.0	26.3	28.2		
		全国	33.8	27.9	26.7		
	22	愛媛県	36.2	27.3	30.5		
		全国	36.6	28.1	26.4		
	25	愛媛県	41.4	39.2	46.9		
		全国	45.8	41.4	47.5		
	28	愛媛県	43.0	43.0	51.4		
		全国	46.4	44.5	51.0		
	R1	愛媛県	51.4 (45.8)	46.9	54.2		
		全国	54.2 (48.0)	47.8	53.4		
女性	R4	愛媛県	55.4 (46.9)	49.6	53.1		
		全国	53.7 (47.5)	49.1	53.2	過去2年間（過去1年間）	過去2年間（過去1年間）
	19	愛媛県	26.3	22.2	25.3	(23.2)	(23.0)
		全国	26.8	23.7	22.9	(24.7)	(24.5)
	22	愛媛県	29.9	25.8	27.9	40.3 (31.9)	39.8 (31.0)
		全国	28.3	23.9	23.0	39.1 (30.6)	37.7 (28.7)
	25	愛媛県	31.1	32.5	40.1	41.1 (30.8)	41.2 (30.5)
		全国	33.8	34.5	37.4	43.4 (34.2)	42.1 (32.7)
	28	愛媛県	32.6	36.2	40.0	40.9 (33.2)	40.7 (31.8)
		全国	35.6	38.5	41.7	44.9 (36.8)	42.3 (33.7)
	R1	愛媛県	41.8 (35.6)	38.0	43.5	43.8	43.3
		全国	45.1 (37.1)	40.9	45.6	47.4	43.7
	R4	愛媛県	41.7 (33.6)	40.8	43.7	44.4	42.1
		全国	43.5 (36.5)	42.8	46.4	47.4	43.6

※対象年齢は40～69歳、胃がんは50～69歳（過去2年間）、子宮頸がんは20～69歳。肺、大腸がんは過去1年間、子宮頸、乳がんは過去2年間（※（）内は過去1年間）の受診状況。

※胃がんは、R1年から50～69歳までの過去2年間の受診率。（H28年までは、40～69歳までの過去1年間の受診率）

各検診の受診者数、受診率、精検受診率及びがん発見数

令和7年度

愛媛県生活習慣病予防協議会集計

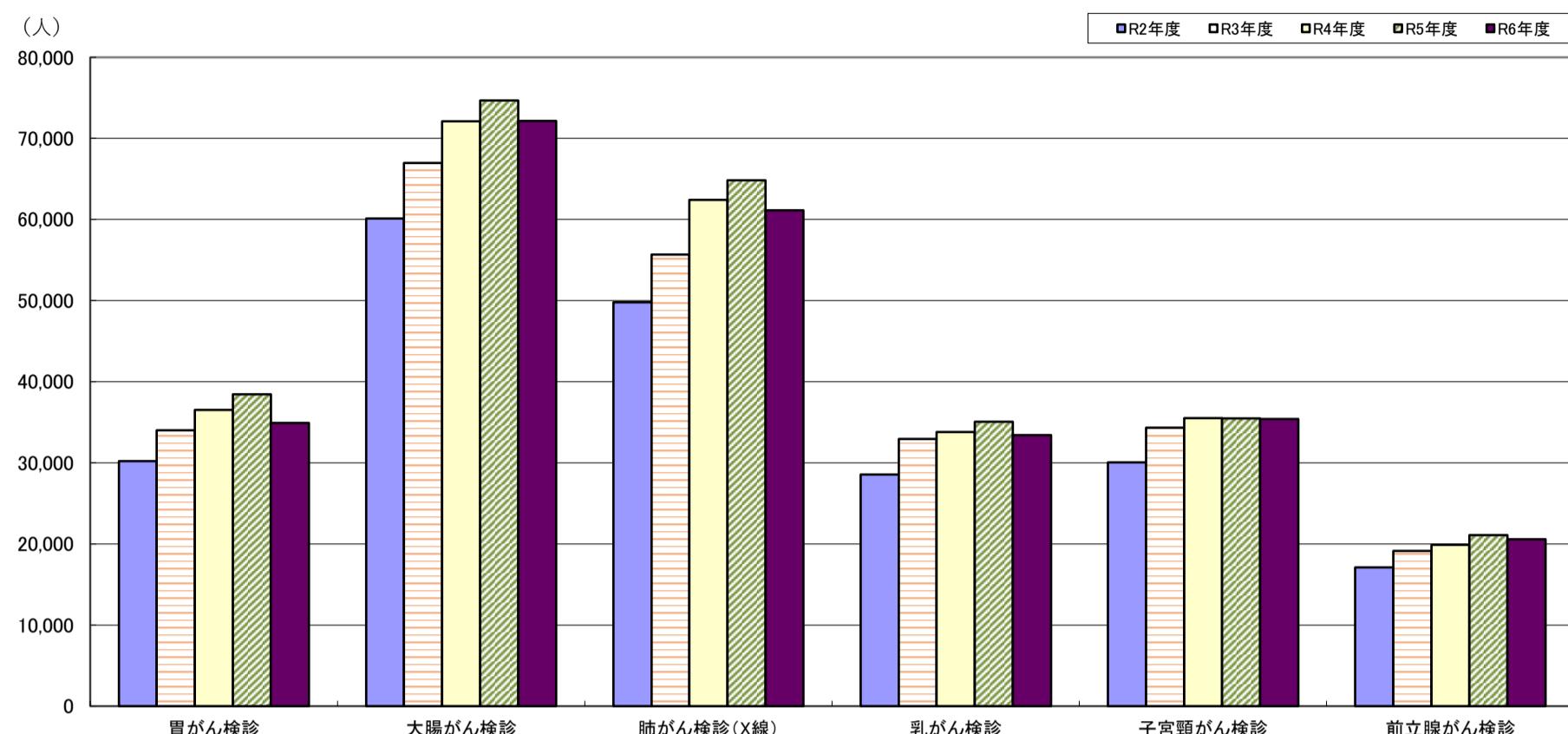
		全体年齢					40歳～74歳(子宮頸がんは20歳～74歳)				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受 診 者 数 (人)							上段：全体受診者数 下段：国保民健康保険の被保険者である受診者数				
胃がん検診	エックス線+内視鏡	30,214	33,989	36,547	38,451	34,932	23,813	26,555	27,703	28,610	24,959
	エックス線	29,235	32,315	34,778	35,272	32,527	17,443	19,057	19,843	20,857	17,767
	内視鏡	979	1,674	1,769	3,179	2,405	22,987	25,194	26,350	26,197	23,289
大腸がん検診		60,140	66,954	72,099	74,677	72,157	16,755	17,967	18,716	18,864	16,549
肺がん検診	エックス線+CT	57,588	64,318	71,313	73,057	69,461	43,247	47,662	51,288	51,161	46,371
	エックス線	49,776	55,695	62,406	64,835	61,122	30,050	35,279	38,261	38,427	34,869
	CT	7,812	8,623	8,907	8,222	8,339	26,458	30,665	34,045	34,694	30,498
乳がん検診	マンモグラフィ	28,574	32,918	33,796	35,066	33,418	24,576	27,952	28,180	28,577	26,748
子宮頸がん検診		30,043	34,314	35,507	35,478	35,423	12,607	14,145	14,136	14,547	12,545
前立腺がん検診		17,118	19,130	19,894	21,088	20,566	10,533	12,540	12,478	12,589	11,238
受 診 率 (%)							上段：全体受診者数／全体住民数 下段：国保保の受診者数／国保保の被保険者数				
胃がん検診	エックス線+内視鏡	5.6	5.1	5.8	6.3	6.2	5.9	5.5	6.3	6.7	6.5
大腸がん検診		6.8	7.6	8.2	9.0	8.3	6.9	7.7	8.3	8.8	8.0
肺がん検診	エックス線+CT	6.4	7.3	8.1	8.4	8.0	6.5	7.3	8.1	8.2	7.6
	エックス線	5.6	6.3	7.1	7.4	7.1	12.4	15.2	17.0	18.0	17.1
乳がん検診	マンモグラフィ	11.4	11.6	12.3	12.9	12.8	13.8	14.2	15.2	15.7	15.6
子宮頸がん検診		8.9	9.4	10.0	10.6	10.7	10.4	11.1	12.0	12.6	12.7
前立腺がん検診		5.5	6.1	6.4	6.7	6.6	10.2	14.3	14.7	16.0	16.6
精 検 受 診 率 (%)											
胃がん検診	エックス線+内視鏡	90.7	90.9	89.9	90.3	90.2	90.2	90.2	89.2	90.4	90.4
大腸がん検診		77.5	76.6	78.2	77.8	77.8	77.8	76.1	78.0	77.0	77.0
肺がん検診	エックス線	89.2	87.8	88.9	88.7	88.8	88.8	87.5	87.7	86.8	86.8
	CT	91.5	90.3	88.6	86.9	90.2	90.2	89.7	84.6	84.7	84.7
乳がん検診	マンモグラフィ	94.5	94.5	94.4	95.3	94.5	94.5	94.7	94.2	95.2	95.2
子宮頸がん検診		81.6	84.9	81.6	78.7	81.4	81.4	84.4	81.4	78.4	78.4
前立腺がん検診		68.0	66.9	66.6	68.3	68.3	68.3	68.3	68.3	68.3	68.3
が ん 発 見 数 (人)											
胃がん検診	エックス線+内視鏡	41	51	61	61	24	24	30	30	34	34
大腸がん検診		119	126	144	142	81	81	81	93	86	86
肺がん検診	エックス線	25	38	32	35	20	20	19	20	21	21
	CT	11	14	7	10	8	8	13	2	2	2
乳がん検診	マンモグラフィ	84	121	124	129	66	66	95	100	95	95
子宮頸がん検診		2	7	7	58	2	2	7	6	57	57
前立腺がん検診		124	108	130	141	141	141	141	141	141	141

●前立腺がん検診は、H24年度から全体市町で実施

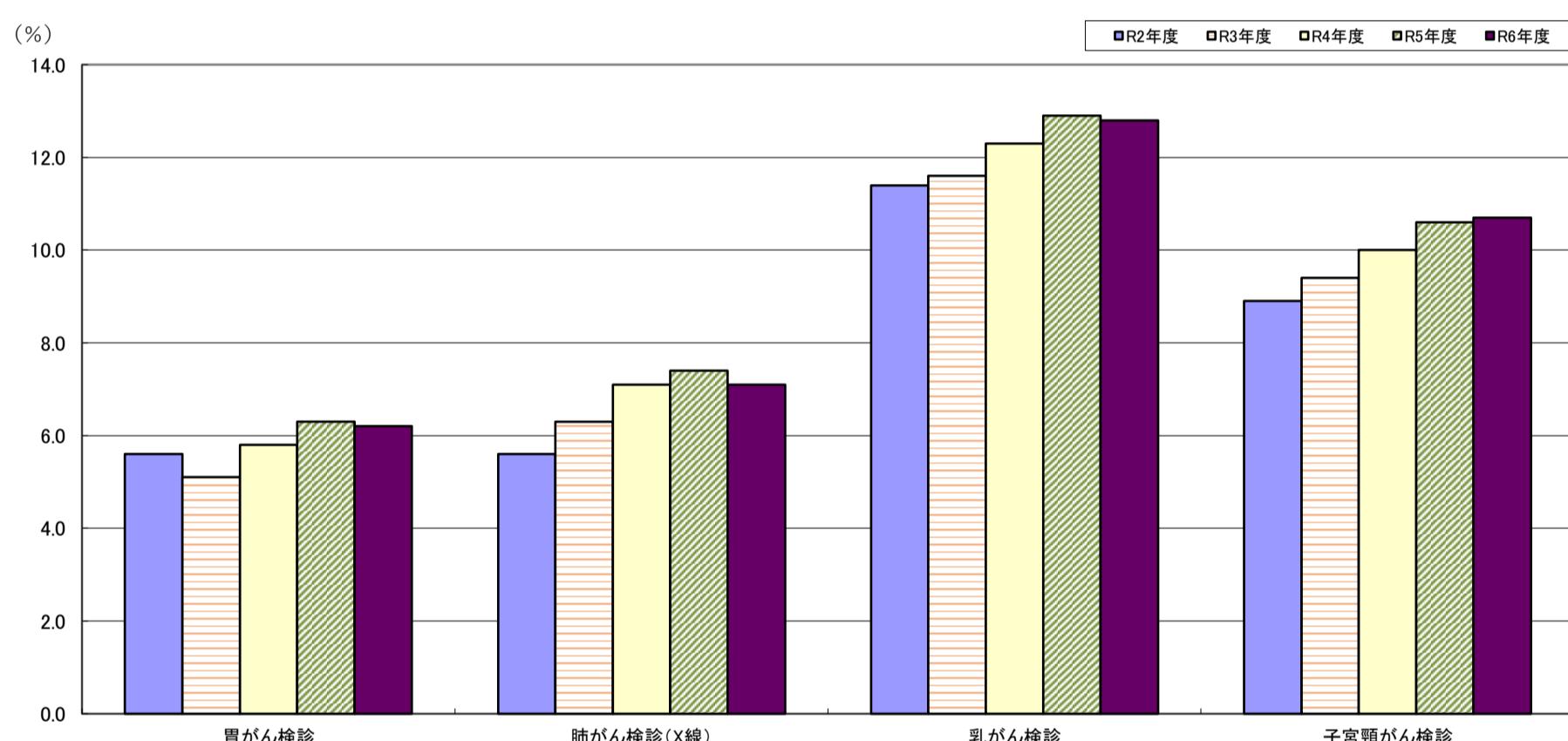
●子宮頸がん検診は、R5年度からCIN3以上をがんであった者とする。

市町におけるがん検診の状況

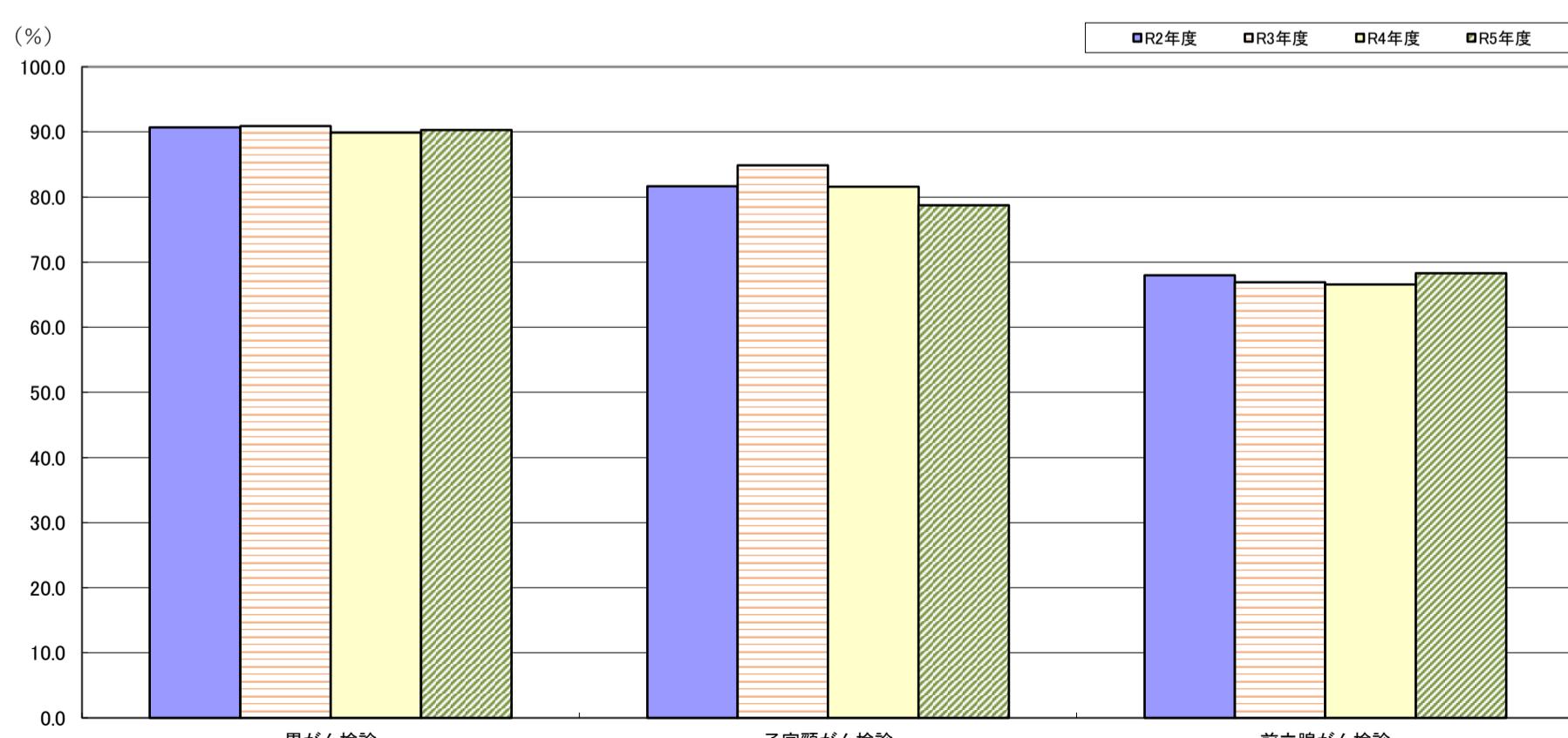
受診者数(全体年齢)



受診率(全体年齢)



精検受診率(全体年齢)



がん検診事業評価(愛媛県全体) (単位:%)

		胃がん 検診	大腸がん 検診	肺がんX腺 検診	乳がん 検診	子宮頸がん 検診		前立腺がん 検診	備考
評価対象年齢		50-69歳	40-69歳	40-69歳	40-69歳	20-69歳	20-39歳	40-69歳	全年齢
受診率	目標値	県 60%以上							
	R5年度	6.7	7.1	5.8	15.1	12.3	11.7	12.5	6.7
	R4年度	5.8	8.2	7.1	12.3	10.0	-	-	6.4
要精検率	基準値	7.1%以下	6.2%以下	2.0%以下	6.8%以下	2.7%以下	4.2%以下	2.0%以下	
	R5年度	4.2	4.8	1.1	4.2	1.7	3.1	1.2	6.0
	R4年度	5.6	5.5	1.6	4.0	1.0	-	-	7.2
精検受診率	基準値	90%以上〈県 100%〉							
	R5年度	89.9	75.6	85.0	95.1	77.6	69.9	85.4	68.3
	R4年度	89.9	78.2	88.9	94.4	81.6	-	-	66.6
未受診・ 未把握率	目標値	県 0%							
	R5年度	10.1	24.4	15.0	4.7	22.4	30.1	14.6	31.7
	未受診率	R5年度	3.2	10.7	2.4	1.9	6.4	4.6	8.2
陽性反応 的中度	未把握率	R5年度	6.9	13.7	12.6	2.8	16.0	25.6	6.4
	基準値	1.9%以上	2.6%以上	3.0%以上	4.3%以上	5.9%以上	4.4%以上	7.4%以上	
	R5年度	2.0	2.8	2.1	7.2	11.9	8.2	15.5	11.2
がん発見率	R4年度	3.0	3.7	3.1	9.1	17.0	-	-	9.1
	基準値	0.13%以上	0.16%以上	0.06%以上	0.29%以上	0.16%以上	0.18%以上	0.15%以上	
	R5年度	0.08	0.14	0.02	0.31	0.20	0.25	0.18	0.67
	R4年度	0.17	0.20	0.05	0.37	0.17	-	-	0.65

厚生労働省「がん検診事業のあり方について」(令和5年6月)で提示された基準値

※1: 子宮頸がん検診ではCIN3以上(子宮頸部浸潤がん、AIS、CIN3)が発見された人

【参考】がん検診マネジメントに用いる指標

がん検診の最終目標: がんの死亡率減少

・現状のがん検診システムが適切に運用されているか否かの判断するためには、継続的なモニタリングが必要。中間結果であるプロセス指標を代替指標として用いる。

指標	具体例
技術・体制的指標 (チェックリストにより確認)	検診実施機関の体制確保(設備、医師・看護師・放射線技師など) 実施手順の確立(標準的撮影法、二重読影など)
プロセス指標	受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率
アウトカム指標	がん死亡率

(様式第6号の1) 子宮がん検診結果集計表

総合

令和6年度

子宮がん（頸部）

年齢区分	検診回数	検診対象者数	（再掲）被保険者数		前年度の検診受診者数	（再掲）被保険者数		当該年度の検診受診者数	集団検診受診者数	個別検診受診者数	（再掲）被保険者数		2年連続受診者数	（再掲）被保険者数		（国保／国保20歳～74歳）	
			国民健康保険の	健保		国民健康保険の	健保				国民健康保険の	健保	国民健康保険の	健保	全住民）率		
20～24	初回	0	0	790	0	722	125	597	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	129	0	139	37	102	0	40	0	0	0	0	0	0	
	計	25,883	2,992	919	118	861	162	699	104	40	4	6.7	7.3	4	6.7	7.3	
25～29	初回	0	0	1,062	0	1,048	143	905	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	445	0	438	111	327	0	103	0	0	0	0	0	0	
	計	25,549	2,930	1,507	166	1,486	254	1,232	141	103	11	11.3	10.1	11	11.3	10.1	
30～34	初回	0	0	1,231	0	1,291	342	949	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	919	0	919	386	533	0	205	0	0	0	0	0	0	
	計	27,148	3,392	2,150	259	2,210	728	1,482	214	205	20	15.3	13.4	20	15.3	13.4	
35～39	初回	0	0	1,256	0	1,146	379	767	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	1,290	0	1,403	823	580	0	385	0	0	0	0	0	0	
	計	32,428	4,375	2,546	373	2,549	1,202	1,347	307	385	58	14.5	14.2	58	14.5	14.2	
40～44	初回	0	0	1,217	0	1,224	704	520	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	1,532	0	1,594	1,179	415	0	455	0	0	0	0	0	0	
	計	37,104	5,237	2,749	581	2,818	1,883	935	578	455	112	13.8	20.0	112	13.8	20.0	
45～49	初回	0	0	1,095	0	1,020	532	488	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	1,752	0	1,803	1,287	516	0	526	0	0	0	0	0	0	
	計	43,645	6,204	2,847	598	2,823	1,819	1,004	526	526	103	11.8	16.5	103	11.8	16.5	
50～54	初回	0	0	1,134	0	1,007	567	440	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	1,774	0	2,001	1,484	517	0	645	0	0	0	0	0	0	
	計	48,180	7,426	2,908	721	3,008	2,051	957	640	645	163	10.9	16.1	163	10.9	16.1	
55～59	初回	0	0	809	0	748	461	287	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	1,866	0	1,845	1,445	400	0	685	0	0	0	0	0	0	
	計	43,272	7,854	2,675	786	2,593	1,906	687	643	685	207	10.6	15.6	207	10.6	15.6	
60～64	初回	0	0	1,063	0	862	617	245	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	2,378	0	2,486	2,081	405	0	969	0	0	0	0	0	0	
	計	43,180	13,562	3,441	1,636	3,348	2,698	650	1,400	969	420	13.5	19.3	420	13.5	19.3	
65～69	初回	0	0	1,055	0	854	653	201	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	3,302	0	3,417	3,009	408	0	1,418	0	0	0	0	0	0	
	計	46,079	27,089	4,357	3,270	4,271	3,662	609	2,973	1,418	1,020	15.6	19.3	1,020	15.6	19.3	
70～74	初回	0	0	975	0	663	542	121	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	3,887	0	3,704	3,416	288	0	1,717	0	0	0	0	0	0	
	計	52,836	41,504	4,862	4,173	4,367	3,958	409	3,712	1,717	1,467	14.2	15.5	1,467	14.2	15.5	
75～79	初回	0	0	591	0	507	405	102	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	2,709	0	2,983	2,804	179	0	1,423	0	0	0	0	0	0	
	計	53,176	0	3,300	8	3,490	3,209	281	0	1,423	0	0	10.1	0	10.1	10.1	
80～	初回	0	0	325	0	273	212	61	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非初回	0	0	1,239	0	1,326	1,263	63	0	621	0	0	0	0	0	0	
	計	101,920	0	1,564	0	1,599	1,475	124	0	621	0	0	2.5	0	2.5	2.5	
計	初回			12,603		11,365	5,682	5,683									
	非初回			23,222		24,058	19,325	4,733		9,192		3,585	10.7	16.6	3,585	10.7	16.6
	計	580,400	122,565	35,825	12,681	35,423	25,007	10,416	11,238	9,192	3,585	10.7	16.6	3,585	10.7	16.6	

※注1 年度毎及び検診機関毎にそれぞれ別葉とする。

※注2 初回受診者は過去3年間に検診受診歴がない者、非初回受診者は過去3年間に検診受診歴がある者とする。

(様式第6号の1) 子宮がん検診結果集計表

総合

令和6年度

子宮がん（頸部）

保健医療圏域	市町名	検診対象者数	（再掲）被保険者数 国民健康保険の	前年度の検診受診者数	（再掲）被保険者数 国民健康保険の	当該年度の検診受診者数	集団検診受診者数	個別検診受診者数	（再掲）被保険者数 国民健康保険の	2年連続受診者数	（再掲）被保険者数 国民健康保険の	（検全住民）受診率	（国保／国保 20歳74歳）
宇摩	四国中央市	34,926	6,377	1,679	481	1,620	1,257	363	478	849	281	7.0	10.6
・新居浜 条浜	新居浜市	49,130	9,629	1,953	648	1,337	1,337	0	426	0	0	6.7	11.2
	西条市	45,464	9,892	2,058	561	3,223	2,987	236	925	0	0	11.6	15.0
今治	今治市	66,313	13,887	2,908	1,154	3,324	2,194	1,130	1,123	1,574	632	7.0	11.8
	上島町	2,516	626	164	52	185	167	18	52	0	0	13.9	16.6
松山	松山市	222,575	44,785	13,219	4,364	11,628	4,644	6,984	2,960	282	31	11.0	16.3
	伊予市	15,839	3,525	791	278	619	585	34	196	2	0	8.9	13.4
	東温市	14,614	3,115	859	263	1,226	1,067	159	365	3	0	14.2	20.2
	久万高原町	3,172	726	329	109	322	322	0	105	222	75	13.5	19.1
	松前町	13,320	2,748	1,204	324	1,198	1,198	0	324	686	198	12.9	16.4
	砥部町	8,981	2,008	388	163	383	338	45	167	0	0	8.6	16.4
八幡浜・大洲	八幡浜市	14,307	3,641	827	377	896	696	200	367	4	2	12.0	20.4
	大洲市	17,236	3,725	1,386	520	1,540	1,365	175	550	848	339	12.1	19.6
	西予市	15,738	3,685	1,444	674	1,410	1,377	33	627	971	443	12.0	23.3
	内子町	6,647	1,468	850	287	672	497	175	254	327	130	18.0	28.0
	伊方町	3,690	925	609	265	612	612	0	276	452	201	20.8	36.8
宇和島	宇和島市	30,898	7,711	3,147	1,340	3,078	2,256	822	1,217	1,511	655	15.3	24.7
	松野町	1,651	397	270	98	256	251	5	88	204	75	19.5	28.0
	鬼北町	4,400	1,073	482	174	652	632	20	219	342	123	18.0	25.2
	愛南町	8,983	2,622	1,258	549	1,242	1,225	17	519	915	400	17.6	25.5
合 計		580,400	122,565	35,825	12,681	35,423	25,007	10,416	11,238	9,192	3,585	10.7	16.6

(様式第6号の2) 子宮がん検診精密検査結果集計表

総合

令和5年度 子宮がん(頸部)

年齢区分	検診回数	検診対象者数	当該年度の検診受診者数	初回検定の適正・不適正	細胞診の判定別人数 ベセスダ分類										要精検者数	要精検率	精検受診率	精密検査受診者の有無別人数 精密検査受診者										偶発症の有無別人数												
					NILM	ASC-US	ASC-H	LSIL	HSIL	AGC	AIS	SCC	Adeno-ca.	Other malig.				AISであつた者	CIN3であつた者	CIN2であつた者	CIN1であつた者	～れCIN1区3L別又はCIN2のいず	ある者又は未確定の子宮頸がんの疑い	を疾子宮含むてあん、者(AIS及びCIN以	偶発症による死亡率	偶発症による死亡率														
					適正	不適正																				検診中／検診後	精検中／精検後													
20~24	初回	/0	787	787	0	758	17	0	10	1	1	0	0	0	0	29	3.7	15	51.72	7	0	0	0	1	0	6	0	1	13	48.3	0.0	0.00	0	0	0					
	非初回	/0	131	131	0	118	9	1	2	1	0	0	0	0	0	13	9.9	9	69.23	5	0	0	0	1	3	0	0	0	1	3	30.8	7.7	0.76	0	0	0				
	計	26,255	918	918	0	876	26	1	12	2	1	0	0	0	0	42	4.6	24	57.14	12	0	0	0	1	4	0	6	0	1	2	16	42.9	2.4	0.11	0	0	0			
25~29	初回	/0	1,057	1,057	0	1,013	29	6	9	0	0	0	0	0	0	0	44	4.2	32	72.73	15	0	0	0	0	3	1	0	11	0	2	2	10	27.3	6.8	0.28	0	0	0	
	非初回	/0	443	443	0	434	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	9	2.0	7	77.78	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	22.2	0.0	0.00	0	0	0	
	計	25,890	1,500	1,500	0	1,447	35	7	11	0	0	0	0	0	0	0	53	3.5	39	73.58	18	0	0	0	0	3	1	0	14	0	3	2	12	26.4	5.7	0.20	0	0	0	
30~34	初回	/0	1,228	1,228	0	1,189	22	1	7	9	0	0	0	0	0	0	39	3.2	25	64.10	11	0	0	0	0	3	4	0	7	0	0	2	12	35.9	7.7	0.24	0	0	0	
	非初回	/0	912	912	0	888	16	1	4	2	0	0	0	1	0	0	24	2.6	17	70.83	7	0	0	0	0	1	0	7	0	2	2	5	29.2	0.0	0.00	0	0	0		
	計	27,871	2,140	2,140	0	2,077	38	2	11	11	0	0	1	0	0	0	63	2.9	42	66.67	18	0	0	0	0	3	5	0	14	0	2	4	17	33.3	4.8	0.14	0	0	0	
35~39	初回	/0	1,244	1,244	0	1,206	20	3	7	7	0	0	1	0	0	0	38	3.1	26	68.42	9	0	0	0	0	9	4	0	2	0	2	2	10	31.6	23.7	0.72	0	0	0	
	非初回	/0	1,286	1,286	0	1,263	15	2	3	2	0	0	1	0	0	0	23	1.8	22	95.65	11	0	0	0	0	2	3	0	4	0	2	0	1	4.3	8.7	0.16	0	0	0	
	計	33,739	2,530	2,530	0	2,469	35	5	10	9	0	0	2	0	0	0	61	2.4	48	78.69	20	0	0	0	0	11	7	0	6	0	4	2	11	21.3	18.0	0.43	0	0	0	
40~44	初回	/0	1,195	1,195	0	1,159	18	5	7	4	1	0	1	0	0	0	36	3.0	27	75.00	7	0	0	0	0	5	3	0	6	1	5	4	5	25.0	13.9	0.42	0	0	0	
	非初回	/0	1,514	1,514	0	1,482	11	4	8	8	0	0	0	1	0	0	32	2.1	27	84.38	5	0	0	1	3	3	0	11	0	4	2	3	15.6	12.5	0.26	0	0	0		
	計	37,956	2,709	2,709	0	2,641	29	9	15	12	1	0	1	1	0	0	68	2.5	54	79.41	12	0	0	1	8	6	0	17	1	9	6	8	20.6	13.2	0.33	0	0	0		
45~49	初回	/0	1,101	1,101	0	1,071	14	1	6	8	0	0	1	0	0	0	30	2.7	27	90.00	4	0	0	0	0	8	3	0	7	1	4	2	1	10.0	26.7	0.73	0	0	0	
	非初回	/0	1,756	1,756	0	1,732	15	1	5	2	1	0	0	0	0	0	24	1.4	20	83.33	6	0	0	1	3	3	0	5	0	2	1	3	16.7	16.7	0.23	0	0	0		
	計	45,474	2,857	2,857	0	2,803	29	2	11	10	1	0	1	0	0	0	54	1.9	47	87.04	10	0	0	1	11	6	0	12	1	6	3	4	13.0	22.2	0.42	0	0	0		
50~54	初回	/0	1,114	1,114	0	1,101	4	2	2	4	0	0	0	1	0	0	13	1.2	12	92.31	2	0	0	0	0	3	1	0	5	1	0	1	0	7.7	23.1	0.27	0	0	0	
	非初回	/0	1,761	1,761	0	1,743	10	1	4	2	1	0	0	0	0	0	18	1.0	14	77.78	4	0	0	0	1	1	1	4	0	3	4	0	2	0	22.2	5.6	0.06	0	0	0
	計	47,555	2,875	2,875	0	2,844	14	3	6	6	1	0	1	0	0	0	31	1.1	26	83.87	6	0	0	0	0	4	2	1	9	1	3	5	0	16.1	12.9	0.14	0	0	0	

(様式第6号の2) 子宮がん検診精密検査結果集計表

総合

令和5年度 子宮がん（頸部）

保健医療圏域	市町名	検診対象者数	当該年度の検診受診者数	初回検定の適正・不適正		細胞診の判定別人数 ベセスダ分類										検体不適正	要精検者数	要精検率	精検受診者数	精検受診率	精密検査の有無別人数 精密検査受診者										偶発症の有無別人数										
				適正	不適正	NILM	ASC-US	ASC-H	LSIL	HSIL	AGC	AIS	SCC	Adeno-ca.	Other malig.						AISであった者	CIN3であった者	CIN2であった者	CIN1であった者	へれCHかINL別ではCIN2のいず	CIN1である者又は未確定の者	を疾子宮含むてあん、者（～転移及びCIN以外の子宮頸がん以外の	検診中／検診後	精検中／精検後	重篤な偶発症を確認	偶発症による死亡率	偶発症による死亡率									
宇摩	四国中央市	35,475	1,679	1,679	0	1,662	12	0	1	1	1	0	1	1	0	0	17	1.0	15	88.24	5	0	0	1	3	1	0	4	0	1	1	1	11.8	23.5	0.24	0	0	0	0		
・新西条浜	新居浜市	49,754	1,953	1,953	0	1,918	18	3	8	6	0	0	0	0	0	0	35	1.8	30	85.71	12	0	0	0	1	6	1	6	0	4	0	5	14.3	2.9	0.05	0	0	0	0		
	西条市	45,464	2,058	2,058	0	2,029	13	2	7	6	0	0	0	0	1	0	0	29	1.4	24	82.76	3	0	0	1	3	2	0	11	0	4	2	3	17.2	13.8	0.19	0	0	0	0	
今治	今治市	67,381	2,908	2,908	0	2,884	9	5	3	5	2	0	0	0	0	0	24	0.8	24	100.00	4	0	0	0	6	6	0	3	0	5	0	0	0.0	25.0	0.21	0	0	0	0		
	上島町	2,665	164	164	0	160	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	2.4	3	75.00	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	25.0	25.0	0.61	0	0	0	0		
松山	松山市	223,696	13,219	13,219	0	12,963	141	23	52	30	2	0	6	1	1	0	256	1.9	187	73.05	76	1	0	0	24	16	0	44	3	23	11	58	27.0	9.8	0.19	0	0	0	0		
	伊予市	15,976	791	791	0	783	2	2	2	1	0	0	1	0	0	0	8	1.0	7	87.50	2	0	0	0	2	1	0	2	0	0	1	0	12.5	25.0	0.25	0	0	0	0		
	東温市	14,682	859	859	0	851	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	8	0.9	7	87.50	2	0	0	0	1	1	0	2	0	1	0	1	12.5	12.5	0.12	0	0	0	0		
	久万高原町	3,303	329	329	0	324	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.5	5	100.00	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	
	松前町	13,352	1,204	1,204	0	1,191	7	0	0	4	1	0	1	0	0	0	13	1.1	13	100.00	2	0	0	0	3	1	0	2	0	5	0	0	0.0	23.1	0.25	0	0	0	0		
	砥部町	9,069	388	388	0	386	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0.5	2	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0			
八幡浜・大洲	八幡浜市	14,578	827	827	0	819	3	0	3	1	0	0	1	0	0	0	8	1.0	8	100.00	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0
	大洲市	17,677	1,296	1,296	0	1,286	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	10	0.8	9	90.00	2	0	0	0	2	0	0	3	0	2	0	1	10.0	20.0	0.15	0	0	0	0		
	西予市	16,028	1,444	1,444	0	1,438	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	6	0.4	6	100.00	2	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0.0	16.7	0.07	0	0	0	0		
	内子町	6,758	628	628	0	622	4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	6	1.0	6	100.00	2	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0.0	33.3	0.32	0	0	0	0		
	伊方町	3,844	609	609	0	609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0			
宇和島	宇和島市	31,575	3,112	3,112	0	3,078	17	3	6	5	3	0	0	0	0	0	34	1.1	22	64.71	2	0	0	0	5	3	0	6	2	4	10	2	35.3	14.7	0.16	0	0	0	0		
	松野町	1,719	270	270	0	269	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	1	100.00	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0		
	鬼北町	4,472	482	482	0	480	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0.4	1	50.00	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	50.0	0.0	0.00	0	0	0	0		
	愛南町	9,074	1,258	1,258	0	1,251	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7	0.6	4	57.14	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	42.9	14.3	0.08	0	0	0	0		
合計		586,542	35,478	35,478	0	35,003	253	43	89	63	12	0	10	4	1	0	475	1.3	374	78.74	121	1	0	2	55	38	1	94	6</												

令和6年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業「がん検診無料クーポン券」利用実績（子宮頸がん検診・乳がん検診）

市町名	子宮頸がん検診												乳がん検診														
	R6年度			R5年度			R4年度			〔参考〕過去のクーポン利用率				R6年度			R5年度			R4年度			〔参考〕過去のクーポン利用率				
	クーポン券 対象者数 (人)	クーポン券 受診者数 (人)	クーポン 利用率 (%)	クーポン券 対象者数 (人)	クーポン券 受診者数 (人)	クーポン 利用率 (%)	クーポン券 対象者数 (人)	クーポン券 受診者数 (人)	クーポン 利用率 (%)					クーポン券 対象者数 (人)	クーポン券 受診者数 (人)	クーポン 利用率 (%)	クーポン券 対象者数 (人)	クーポン券 受診者数 (人)	クーポン 利用率 (%)	クーポン券 対象者数 (人)	クーポン券 受診者数 (人)	クーポン 利用率 (%)					
松山市	2392	212	8.9	2,353	234	9.9	2,404	237	9.9	12.8	14.3	10.4	12.6	3,078	733	23.8	3,239	749	23.1	3,207	798	24.9	24.5	26.4	26.3	27.3	
今治市	588	51	8.7	656	37	5.6	650	54	8.3	—	13.4	—	16.0	780	223	28.6	782	228	29.2	794	245.0	30.9	28.8	36.7	—	34.6	
宇和島市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
八幡浜市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新居浜市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.3	10.4	5.7	6.7	6.8	—	—	—	—	—	—	—	—	27.5	27.4	25.2	24.7	20.1
西条市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大洲市	121	8	6.6	133	9	6.8	163	8	4.9	5.2	6.3	8.1	8.1	199	59	29.6	197	53	26.9	234	60	25.6	29.8	28.6	33.1	26.8	
伊予市	162	8	4.9	148	17	11.5	162	17	10.5	12.6	12.0	6.7	8.2	212	64	30.2	193	54	28.0	215	63	29.3	26.7	26.3	31.9	22.9	
四国中央市	336	30	8.9	333	45	13.5	332	32	9.6	10.4	8.8	8.9	6.0	448	136	30.4	417	144	34.5	417	116	27.8	29.6	31.4	35.7	34.1	
西予市	—	—	5.4	—	—	2.2	—	—	3.3	10.0	—	0.8	0.8	—	—	24.7	—	—	35.6	—	—	22.6	30.0	—	30.7	30.7	
東温市	174	13	7.4	169	19	11.20	161	6	3.7	11.0	6.7	8.8	8.9	184	44	23.9	202	68	33.7	180	63	0.4	29.1	28.6	31.2	35.8	
上島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
久万高原町	—	—	0	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	4.8	20.0	—	—	31.8	—	—	—	—	—	—	9.0	6.0	14.3	20.0	25.7
松前町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.7	10.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37.2	39.5	37.3	
砥部町	96	1	1	92	3	3.3	—	—	—	0.0	16.8	9.5	116	30	25.9	126	41	32.5	—	—	—	—	33.3	25.2	26.2	35.2	
内子町	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23.8	—	—	
伊方町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
松野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	
鬼北町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
愛南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

【参考】 ●平成29年度からの無料クーポン券の対象者

R4～6年度は「新たなステージに入ったがん検診事業」補助金を活用してクーポン事業を行っている市町

※市町独自でクーポン事業を行っているところで報告のあったところは参考に利用率を掲載

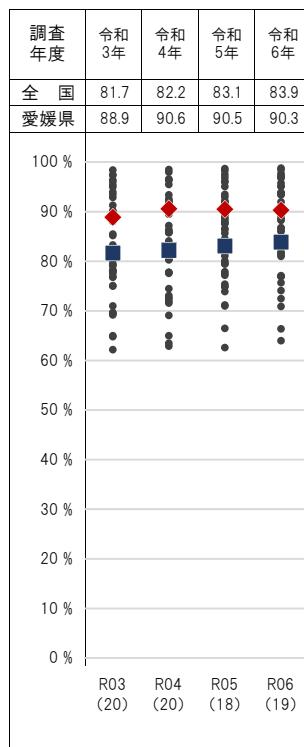
①子宮頸がん検診 20歳の者

②乳がん検診 40歳の者

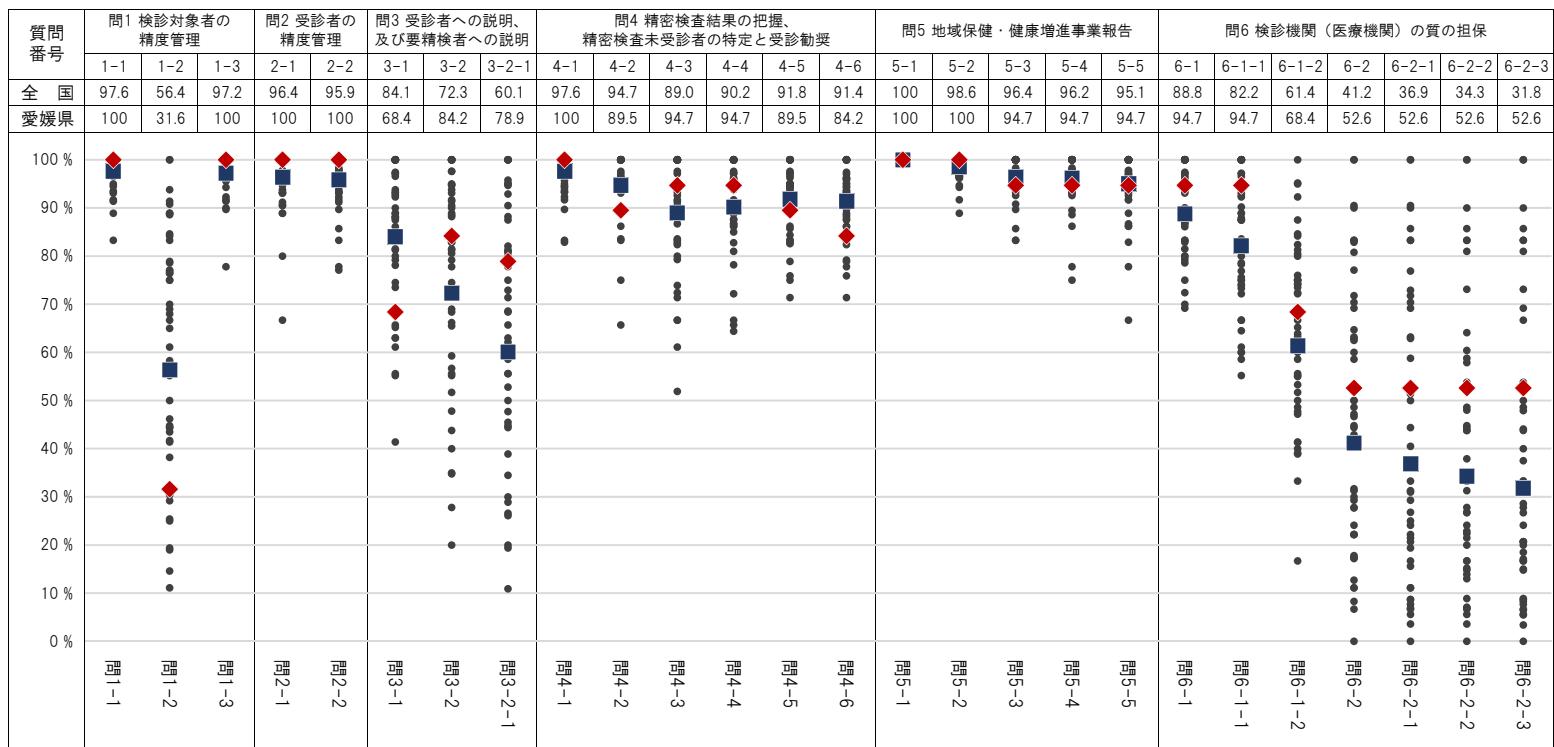
資料6-1：子宮頸がん検診（集団検診） 市区町村チェックリスト実施率

◆ 愛媛県 ■ 全国 ● その他の県

①全項目実施率(%)推移



②調査1（令和6年度の検診実施体制）項目別実施率(%)



集計対象市区町村：（）内記載

集計対象市区町村数（調査1）：19

調査1 質問内容

【問1】 検診対象者の情報管理

- 問1-1 対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか
- 問1-2 対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか
- 問1-3 対象者数（推計でも可）を把握しましたか

【問2】 受診者の情報管理

- 問2-1 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しましたか
- 問2-2 過去5年間の受診歴を記録していますか

【問3】 受診者への説明、及び要精検者への説明

- 問3-1 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか
- 問3-2 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しましたか
- 問3-2-1 上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか

【問4】 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

- 問4-1 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を把握しましたか
- 問4-2 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しましたか

問4-3 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しましたか

問4-4 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録していますか

問4-5 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しましたか

問4-6 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行いましたか

【問5】 地域保健・健康増進事業報告

問5-1 がん検診結果や精密検査結果の最終報告（令和5年度地域保健・健康増進事業報告）を行いましたか

問5-2 がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めました

問5-3 がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか

問5-4 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めましたか

問5-5 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか

【問6】 検診機関（医療機関）の質の担保

問6-1 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか

問6-1-1* 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか

問6-1-2* 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しましたか

問6-2 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか

問6-2-1* 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしましたか

問6-2-2* 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしましたか

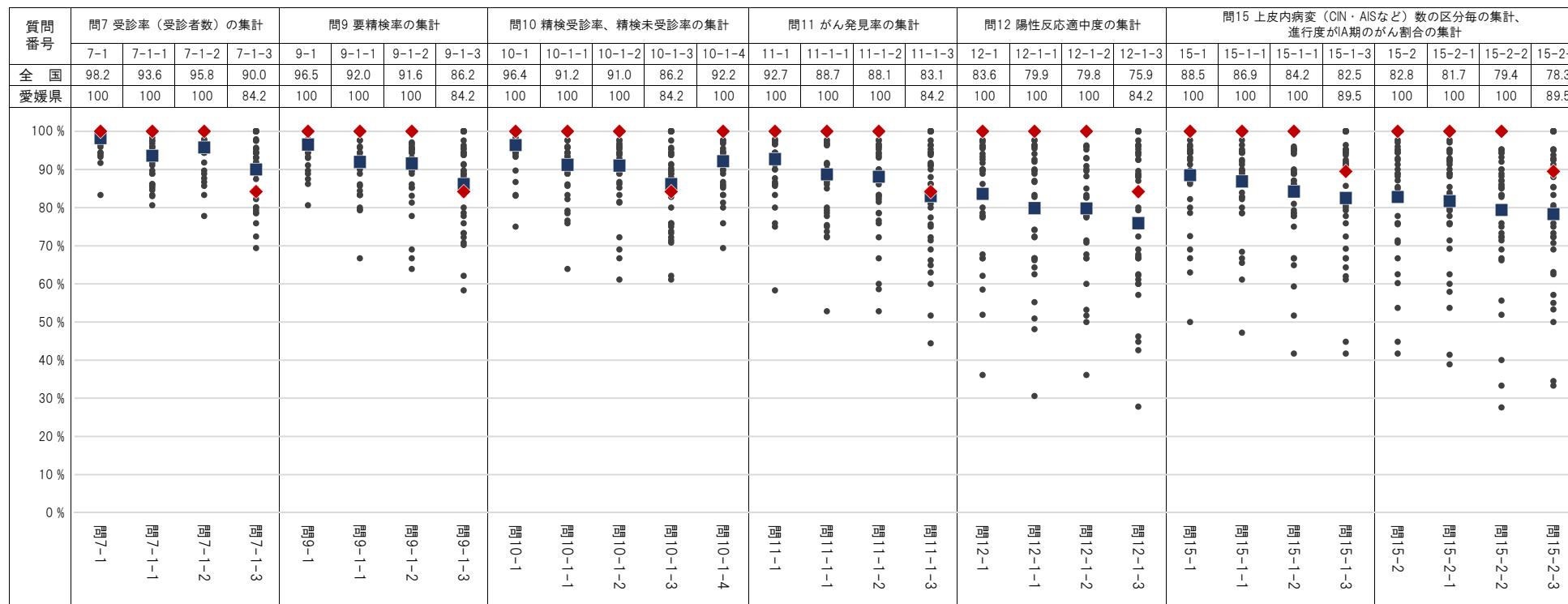
問6-2-3* 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしましたか

* 大項目（問6-1、問6-2）が×の場合、この項目は×です。

資料6-1：子宮頸がん検診（集団検診） 市区町村チェックリスト実施率

◆ 愛媛県 ■ 全国 ● その他の県

③ 調査2（令和4年度プロセス指標の集計） 項目別実施率(%)



集計対象市区町村数（調査2）：19

チェックリスト実施率の算出方法

① チェックリスト実施率（全項目）

算出方法	「○」※1の合計数／集計対象市区町村数×項目数※2 × 100 (%)
集計対象 市区町村	質問1、質問3※3の両方に「実施」と回答した市区町村

② チェックリスト実施率（項目別） 調査1

算出方法	「○」※1の合計数／集計対象市区町村数 × 100 (%)
集計対象 市区町村	質問1※3に「実施」と回答した市区町村

③ チェックリスト実施率（項目別） 調査2

算出方法	「○」※1の合計数／集計対象市区町村数 × 100 (%)
集計対象 市区町村	質問3※3に「実施」と回答した市区町村

※1回答は「○（実施した）」「×（実施していない）」「△（実施予定はあるが回答時点までまだ実施していない）」から選択。当調査結果のチェックリスト実施率には「○」のみ集計し「△」は含みません。

※2子宮頸がん検診では55項目。詳細は説明資料1「（3）チェックリスト実施率の集計対象項目」参照。

※3質問1：令和6年度に各がん検診（指針に記載の検査方法）を実施しましたか

質問3：令和4年度に各がん検診を実施しましたか

調査2 質問内容

* 大項目（問7-1、問9-1、問10-1、問11-1、問12-1、問15-1、問15-2）が×の場合、この項目は×です。

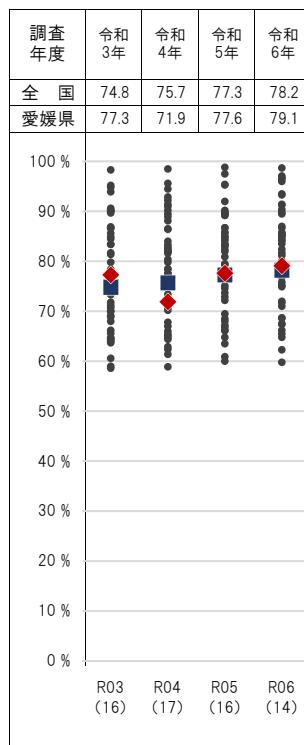
** 分区：①AISの数 ②CIN3の数 ③CIN2の数 ④CIN1の数

- 【問7】受診率（受診者数）の集計
 - 問7-1 受診率を集計しましたか
 - 問7-1-1* 受診率を年齢5歳階級別に集計しましたか
 - 問7-1-2* 受診者数を検診機関別に集計しましたか
 - 問7-1-3* 受診者数を検診受診歴別に集計しましたか
- 【問11】がん発見率の集計
 - 問11-1 がん発見率を集計しましたか
 - 問11-1-1* がん発見率を年齢5歳階級別に集計しましたか
 - 問11-1-2* がん発見率を検診機関別に集計しましたか
 - 問11-1-3* がん発見率を検診受診歴別に集計しましたか
- 【問9】要精検率の集計
 - 問9-1 要精検率を集計しましたか
 - 問9-1-1* 要精検率を年齢5歳階級別に集計しましたか
 - 問9-1-2* 要精検率を検診機関別に集計しましたか
 - 問9-1-3* 要精検率を検診受診歴別に集計しましたか
- 【問10】精検受診率・未受診率の集計
 - 問10-1 精検受診率を集計しましたか
 - 問10-1-1* 精検受診率を年齢5歳階級別に集計しましたか
 - 問10-1-2* 精検受診率を検診機関別に集計しましたか
 - 問10-1-3* 精検受診率を検診受診歴別に集計しましたか
 - 問10-1-4* 精検未受診率を集計しましたか
- 【問12】陽性反応適中度の集計
 - 問12-1 陽性反応適中度を集計しましたか
 - 問12-1-1* 陽性反応適中度を年齢5歳階級別に集計しましたか
 - 問12-1-2* 陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか
 - 問12-1-3* 陽性反応適中度を検診受診歴別に集計しましたか
- 【問15】上皮内病変（CIN・AISなど）数の区分毎の集計、進行度がIA期のがん割合の集計
 - 問15-1 上皮内病変（CIN・AISなど）を集計しましたか（区分毎）**
 - 問15-1-1* 上皮内病変（CIN・AISなど）を年齢5歳階級別に集計しましたか（区分毎）**
 - 問15-1-2* 上皮内病変（CIN・AISなど）を検診機関別に集計しましたか（区分毎）**
 - 問15-1-3* 上皮内病変（CIN・AISなど）を検診受診歴別に集計しましたか（区分毎）**
 - 問15-2 進行度がIA期のがん割合を集計しましたか
 - 問15-2-1* 進行度がIA期のがん割合を年齢5歳階級別に集計しましたか
 - 問15-2-2* 進行度がIA期のがん割合を検診機関別に集計しましたか
 - 問15-2-3* 進行度がIA期のがん割合を検診受診歴別に集計しましたか

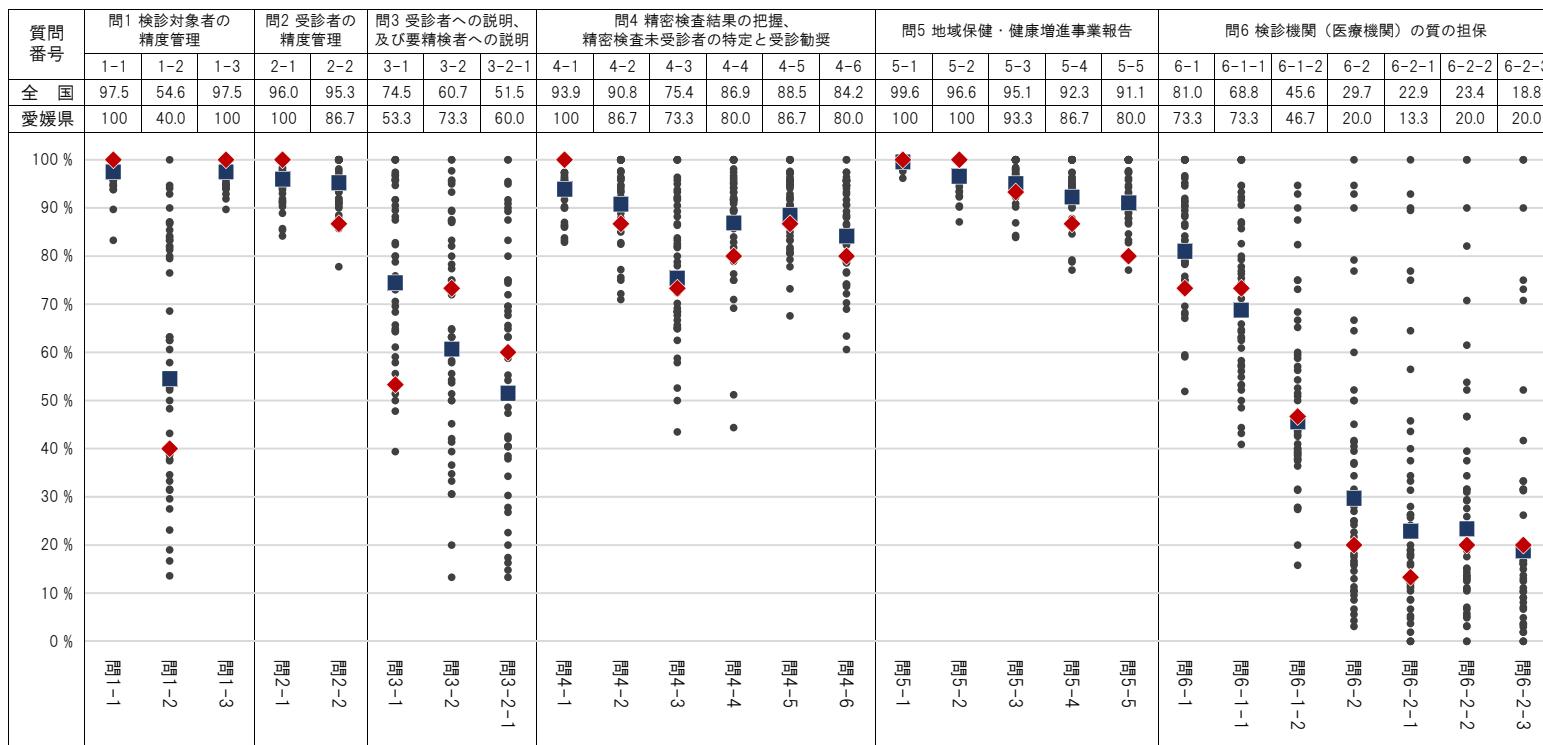
資料6-2：子宮頸がん検診（個別検診） 市区町村チェックリスト実施率

◆ 愛媛県 ■ 全国 ● その他の県

①全項目実施率(%)推移



②調査1（令和6年度の検診実施体制）項目別実施率(%)



集計対象市区町村：（）内記載

集計対象市区町村数（調査1）：15

調査1 質問内容

【問1】 検診対象者の情報管理

- 問1-1 対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか
- 問1-2 対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか
- 問1-3 対象者数（推計でも可）を把握しましたか

【問2】 受診者の情報管理

- 問2-1 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しましたか
- 問2-2 過去5年間の受診歴を記録していますか

【問3】 受診者への説明、及び要精検者への説明

- 問3-1 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか
- 問3-2 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しましたか
- 問3-2-1 上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか

【問4】 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

- 問4-1 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を把握しましたか
- 問4-2 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しましたか

問4-3 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しましたか

過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録していますか

問4-4 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しましたか

精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行いましたか

【問5】 地域保健・健康増進事業報告

問5-1 がん検診結果や精密検査結果の最終報告（令和5年度地域保健・健康増進事業報告）を行いましたか

がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めました

問5-2 がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか

精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めましたか

問5-3 がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか

精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか

【問6】 検診機関（医療機関）の質の担保

問6-1 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか

問6-1-1* 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか

問6-1-2* 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しましたか

問6-2 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか

問6-2-1* 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしましたか

問6-2-2* 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしましたか

問6-2-3* 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしましたか

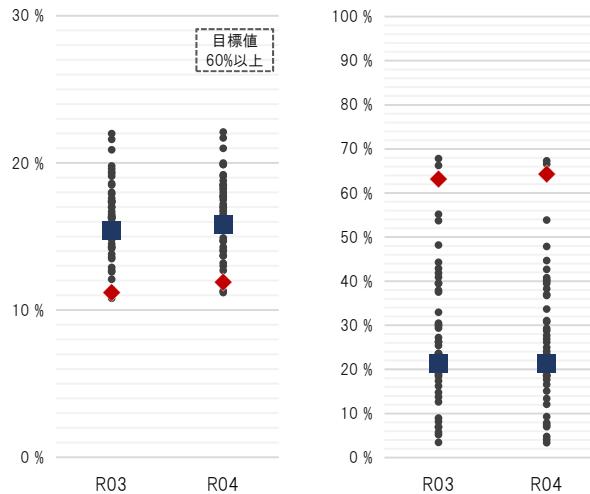
* 大項目（問6-1、問6-2）が×の場合、この項目は×です。

資料6-3：子宮頸がん検診 都道府県別プロセス指標値

① 受診状況（令和3・令和4年度、20～69歳、女）

①-1 受診率(%)

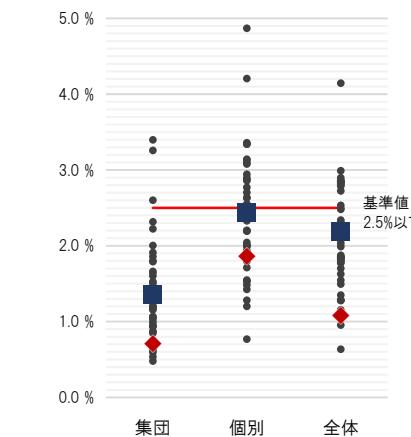
	令和3年	令和4年
全国	15.4	15.8
愛媛県	11.2	11.9



② プロセス指標（令和3年度、20～74歳、女）

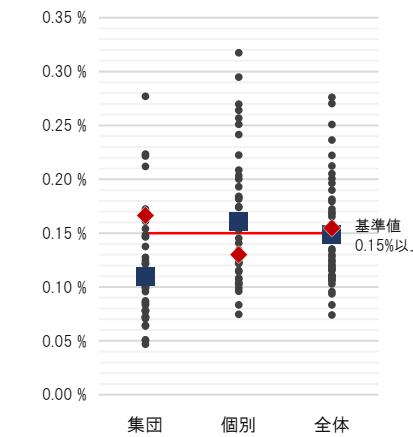
②-1 要精検率(%)

	集団	個別	全体
全国	1.4	2.4	2.2
愛媛県	0.7	1.9	1.1



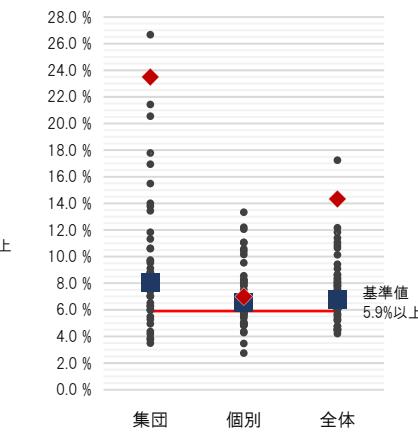
②-2 CIN3以上発見率(%)

	集団	個別	全体
全国	0.11	0.16	0.15
愛媛県	0.17	0.13	0.15



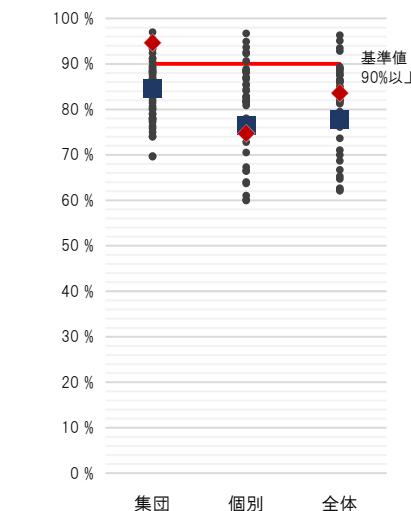
②-3 CIN3以上の陽性反応適中度(%)

	集団	個別	全体
全国	8.1	6.6	6.8
愛媛県	23.5	7.0	14.3



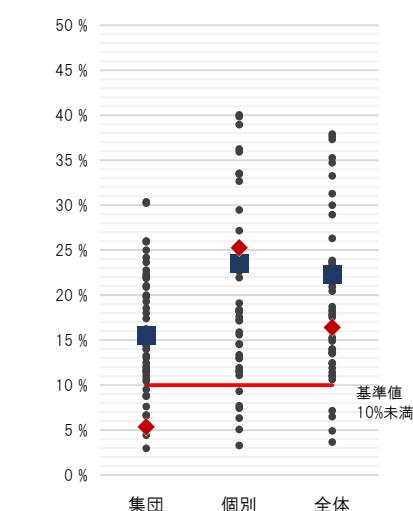
②-4 精検受診率(%)

	集団	個別	全体
全国	84.5	76.5	77.7
愛媛県	94.6	74.7	83.6



②-5 精検未受診率+未把握率(%)

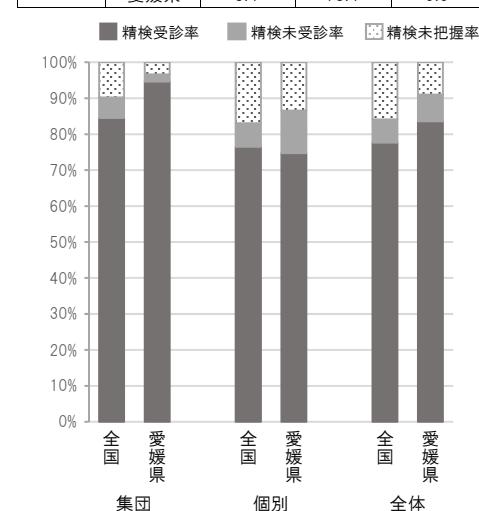
	集団	個別	全体
全国	15.5	23.5	22.3
愛媛県	5.4	25.3	16.4



参考：精検未受診率、未把握率(%)

	集団	個別	全体
未受診率	5.7	6.6	6.5
愛媛県	2.0	11.8	7.5

	集団	個別	全体
未把握率	9.8	16.9	15.9
愛媛県	3.4	13.4	9.0



目標値、基準値

・受診率の目標値

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月）で示された国民生活基礎調査によるがん検診受診率の目標値

・プロセス指標値の基準値

厚生労働省 がん検診のあり方に関する検討会報告書「がん検診事業のあり方について（令和5年6月）」別添6より。
本資料では全国の標準的な年齢階級に基づき「上限74歳」、「女」、「受診歴計（初回・非初回計）」、「検診間隔2年」について算出された基準値を使用しました。

留意点

要精検率、がん発見率、陽性反応適中度は、受診者の年齢構成や検診受診歴（初回・非初回）等の影響を大きく受けるため、指標数値の高低だけで比較・評価はできません。

詳細は参考資料「プロセス指標の意味と活用方法」をご参照ください。

出典

令和3年度地域保健・健康増進事業報告

令和4年度地域保健・健康増進事業報告

算出方法等の詳細は説明資料2をご参照ください。

<調査項目>【子宮頸がん検診】

調査1: 検査実施体制整備に関する調査(令和6年度実施体制)

○: 実施 △: 実施予定 ×: 未実施 -: 非該当(質問1が「未実施」等) 未入力: (質問1が「実施」または「実施予定」で、当該項目が未回答)

質問番号	質問	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	東北町	愛南町
		集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団
質問1	令和6年度にがん検診の実施の有無⇒実施、未実施、実施予定、未入力	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
質問2	令和6年度のがん検診対象者の定義 ⇒A~G(詳細は「対象者の定義」参照)、未入力、非該当(-)	A	A	A	A	A	A	A	G	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
問1. 検診対象者の情報管理																					
問1-1	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問1-2	対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
問1-2-1	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行いましたか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
問1-3	対象者数(推計でも可)を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問2. 受診者の情報管理																					
問2-1	個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問2-2	過去5年間の受診歴を記録していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問3. 受診者への説明、及び要精査者への説明																					
問3-1	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○
問3-2	要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○
問3-2-1	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	△	○
問4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																					
問4-1	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問4-2	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者についてとは、本人もしくは精密検査機関との照会等により結果を確認しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	○	○
問4-3	個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問4-4	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
問4-5	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義にして区別し、精密検査未受診者を特定しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	○
問4-6	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	△	○	○
問5. 地域保健・健康増進事業報告																					
問5-1	がん検診結果や精密検査結果の最終報告(令和5年度地域保健・健康増進事業報告)を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問5-2	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医療機関)、医師会などを報告を求めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問5-3	がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問5-4	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関・医療機関)、精密検査機関(医師会など)に報告を求めましたか	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問5-5	精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できない場合、改善を求めましたか	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
問6. 検診機関(医療機関)の質の担保																					
問6-1	委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
問6-1-1	仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
問6-1-2	検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されましたことを確認しましたか	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	×	○	○	○
問6-2	検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
問6-2-1	「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしましたか	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
問6-2-2	検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしましたか	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
問6-2-3	上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしましたか	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

(注)今年度は網羅できている場合では、「網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか」について回答する。

調査2:精度管理指標把握に関する調査(令和4年度プロセス指標の集計)

○:実施 △:実施予定 ×:未実施 -:非該当(質問1が“未実施”等) 未入力:(質問1が“実施”または“実施予定”で、当該項目が未回答)

質問番号	質問	松山市		今治市		手和島市		八幡浜市		新居浜市		西条市		大洲市		伊予市		四国中央市		西予市		東温市		上島町		久万高原町		松前町		砥部町		内子町		伊方町		松野町		東北町		委南町	
		集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団						
問7. 受診率(受診者数)の集計																																									
問7-1 受診率を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
問7-1-1 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
問7-1-2 受診者数を検診機関別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
問7-1-3 受診者数を検診受診歴別に集計しましたか		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○							
問9. 要精検率の集計																																									
問9-1 要精検率を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
問9-1-1 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
問9-1-2 要精検率を検診機関別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
問9-1-3 要精検率を検診受診歴別に集計しましたか		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
問10. 精検受診率・未受診率の集計																																									
問10-1 精検受診率を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
問10-1-1 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
問10-1-2 精検受診率を検診機関別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
問10-1-3 精検受診率を検診受診歴別に集計しましたか		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
問10-1-4 精検未受診率を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
問11. がん発見率の集計																																									
問11-1 がん発見率を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
問11-1-1 がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
問11-1-2 がん発見率を検診機関別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
問11-1-3 がん発見率を検診受診歴別に集計しましたか		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問12. 陽性反応適中度の集計																																									
問12-1 陽性反応適中度を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問12-1-1 陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問12-1-2 陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問12-1-3 陽性反応適中度を検診受診歴別に集計しましたか		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15【子宮頸がん】上皮内病変(CIN-AISなど)数の区分毎の集計、進行度がIA期のがん割合の集計																																									
問15-1 上皮内病変(CIN-AISなど)数を集計しましたか(区分毎)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-1-1 上皮内病変(CIN-AISなど)数を年齢5歳階級別に集計しましたか(区分毎)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-1-2 上皮内病変(CIN-AISなど)数を検診機関別に集計しましたか(区分毎)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-1-3 上皮内病変(CIN-AISなど)数を検診受診歴別に集計しましたか(区分毎)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-2 進行度がIA期のがん割合を集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-2-1 進行度がIA期のがん割合を年齢5歳階級別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-2-2 進行度がIA期のがん割合を検診機関別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
問15-2-3 進行度がIA期のがん割合を検診受診歴別に集計しましたか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

<調査項目>【乳がん検診】

調査1:検査実施体制整備に関する調査(令和6年度実施体制)

○:実施 △:実施予定 ×:未実施 -:非該当(質問1が「未実施」等) 未入力:(質問1が「実施」または「実施予定」で、当該項目が未回答)

質問番号	質問	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	東北町	愛南町
		個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
質問1	令和6年度にがん検診の実施の有無⇒実施、未実施、実施予定、未入力	実施	実施	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施
質問2	令和6年度のがん検診対象者の定義 ⇒A~G(詳細は「対象者の定義」参照)、未入力、非該当(-)	A	A	A	G	-	A	A	F	A	G	A	A	-	-	A	A	-	A	A	A
問1. 検診対象者の情報管理																					
問1-1	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問1-2	対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか	×	×	×	○	-	×	×	○	×	×	○	○	-	-	×	×	-	○	○	○
問1-2-1	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行いましたか	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	-	×	×	×
問1-3	対象者数(推計でも可)を把握しましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問2. 受診者の情報管理																					
問2-1	個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問2-2	過去5年間の受診歴を記録していますか	○	○	○	○	-	○	×	×	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問3. 受診者への説明、及び要精査者への説明																					
問3-1	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか	×	○	×	○	-	○	×	○	○	×	○	○	-	-	×	×	-	×	○	○
問3-2	要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しましたか	○	○	×	○	-	×	○	×	×	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	△
問3-2-1	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか	○	○	×	○	-	×	○	×	×	○	○	×	-	-	○	×	-	○	○	○
問4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																					
問4-1	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問4-2	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者についても、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	△	○	○
問4-3	個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しましたか	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	×	○	-	○	○	○
問4-4	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか	○	○	○	○	-	○	×	×	○	○	○	○	-	-	×	○	-	○	○	○
問4-5	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	△	○	-	○	○	○
問4-6	精密検査未受診に精密検査の受診勧奨を行いましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	△	○	-	△	○	○
問5. 地域保健・健康増進事業報告																					
問5-1	がん検診結果や精密検査結果の最終報告(令和5年度地域保健・健康増進事業報告)を行いましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問5-2	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めましたか	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問5-3	がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	○	○	○	○	-	○	△	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問5-4	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、精密検査機関(医師会など))に報告を求めましたか	○	○	○	○	-	○	△	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
問5-5	精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できない場合、改善を求めましたか	○	○	×	○	-	○	△	○	○	○	○	×	-	-	○	○	-	○	○	○
問6. 検診機関(医療機関)の質の担保																					
問6-1	委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	○	○	×	○	-	○	○	○	○	×	○	×	-	-	○	×	-	○	○	○
問6-1-1	仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか	○	○	×	○	-	○	○	○	○	×	○	×	-	-	○	×	-	○	○	○
問6-1-2	検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されましたことを確認しましたか	×	×	×	×	-	○	○	○	○	×	○	×	-	-	△	×	-	○	○	○
問6-2	検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	×	×	×	×	-	○	×	○	×	×	×	×	-	-	○	×	-	×	×	×
問6-2-1	「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしましたか	×	×	×	×	-	×	×	○	×	×	×	×	-	-	○	×	-	×	×	×
問6-2-2	検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしましたか	×	×	×	×	-	○	×	○	×	×	×	×	-	-	○	×	-	×	×	×
問6-2-3	上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしましたか	×	×	×	×	-	○	×	○	×	×	×	×	-	-	○	×	-	×	×	×

(注)今年度は網羅できている場合では、「網羅できない場合には改善を求めるような体制を有しているか」について回答する。

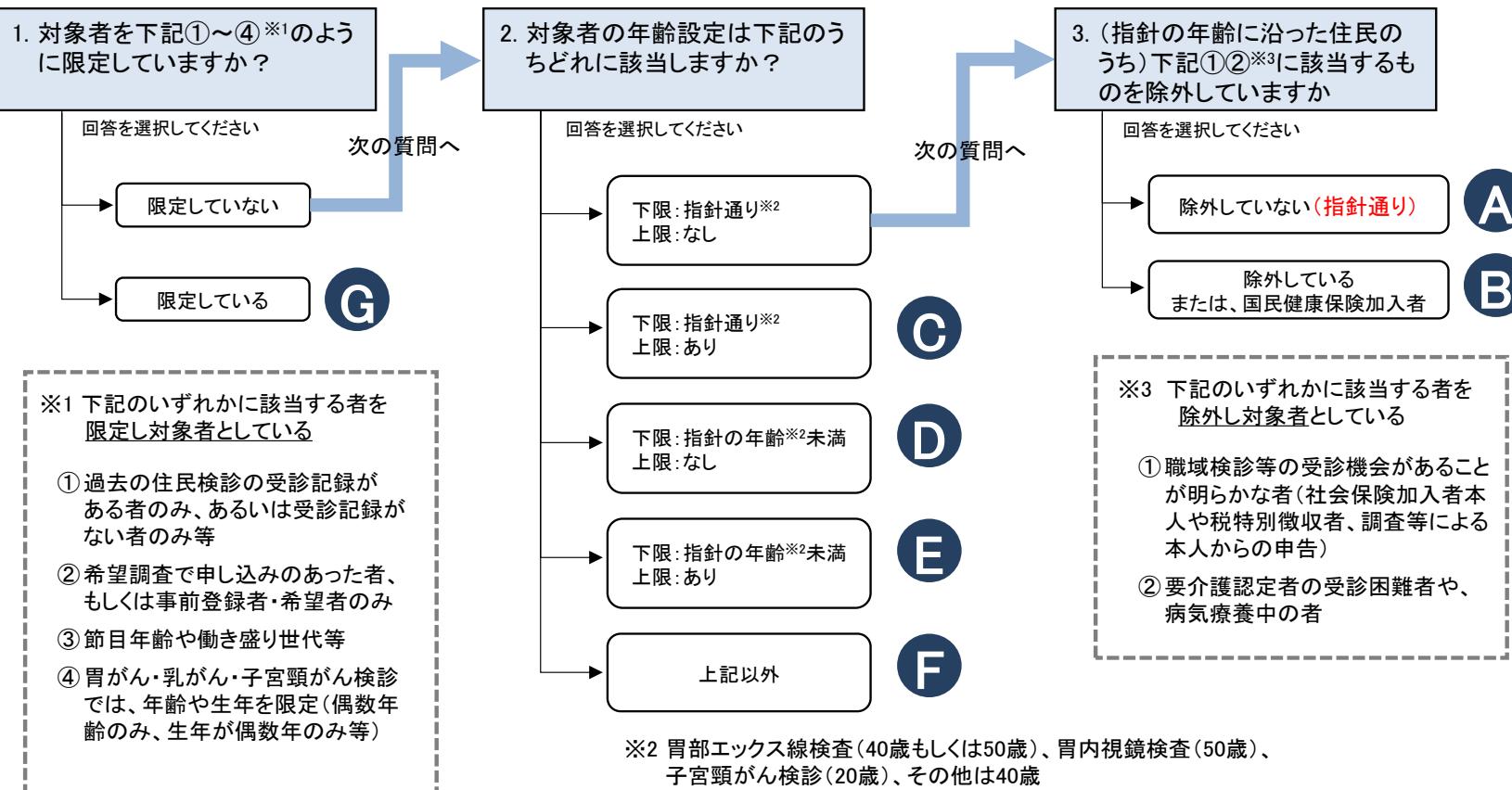
調査2:精度管理指標把握に関する調査(令和4年度プロセス指標の集計)

○:実施 △:実施予定 ×:未実施 -:非該当(質問1が“未実施”等) 未入力:(質問1が“実施”または“実施予定”で、当該項目が未回答)

質問番号	質問	松山市	今治市	手和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	東北町	委南町
		個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	
問7.受診率(受診者数)の集計																					
問7-1	受診率を集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	
問7-1-1	受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	
問7-1-2	受診者数を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	
問7-1-3	受診者数を検診受診歴別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	×	○	-	○	○	○	-	○	○	
問9.要精検率の集計																					
問9-1	要精検率を集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	
問9-1-1	要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	
問9-1-2	要精検率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	×	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	
問9-1-3	要精検率を検診受診歴別に集計しましたか	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	○	-	○	○	-	○	○	
問10.精検受診率・未受診率の集計																					
問10-1	精検受診率を集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問10-1-1	精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問10-1-2	精検受診率を検診機関別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問10-1-3	精検受診率を検診受診歴別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問10-1-4	精検未受診率を集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問11.がん発見率の集計																					
問11-1	がん発見率を集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	×	
問11-1-1	がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	×	
問11-1-2	がん発見率を検診機関別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	×	
問11-1-3	がん発見率を検診受診歴別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問12.陽性反応適中度の集計																					
問12-1	陽性反応適中度を集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	×	
問12-1-1	陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	×	
問12-1-2	陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	×	
問12-1-3	陽性反応適中度を検診受診歴別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15【子宮頸がん】上皮内病変(CIN-AISなど)数の区分毎の集計、進行度がIA期のがん割合の集計																					
問15-1	上皮内病変(CIN-AISなど)数を集計しましたか(区分毎)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-1-1	上皮内病変(CIN-AISなど)数を年齢5歳階級別に集計しましたか(区分毎)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-1-2	上皮内病変(CIN-AISなど)数を検診機関別に集計しましたか(区分毎)	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-1-3	上皮内病変(CIN-AISなど)数を検診受診歴別に集計しましたか(区分毎)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-2	進行度がIA期のがん割合を集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-2-1	進行度がIA期のがん割合を年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-2-2	進行度がIA期のがん割合を検診機関別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	
問15-2-3	進行度がIA期のがん割合を検診受診歴別に集計しましたか	○	○	×	○	○	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	○	-	○	○	

対象者の定義

スタート



令和6年度市町がん検診の実施状況

検診機関名 公益財団法人 愛媛県総合保健協会

	実施市町数	指針の対象年齢			備考 (対象年齢以外の受診者数・要精検者数・がん発見者数も記載)
		受診者数	要精検者数	がん発見者数	
胃がん検診	19	20,124	967	30 (疑い2含む)	【対象年度以外】 受診者数：66 要精検者数：1 がん発見者数：0
大腸がん検診	19	37,102	2,086	72 (疑い6含む)	【対象年度以外】 受診者数：111 要精検者数：8 がん発見者数：0
子宮頸がん検診	19	15,838	118	20	【対象年度以外】 受診者数：0
子宮体がん検診	0	0	0	0	
肺がん検診 (X線)	19	33,180	D判定：194	D判定：7 (疑い3含む)	【対象年度以外】 受診者数：167 要精検者数：D判定：2 E判定：1 がん発見者数：0
			E判定：352	E判定：37 (疑い22含む)	
肺がん検診 (C T)	13	3,748	D判定：48	D判定：1 (疑い0含む)	【対象年度以外】 受診者数：0
			E判定：46	E判定：12 (疑い5含む)	
乳がん検診 (マンモ・視触診併用)	0	0	0	0	
乳がん検診 (マンモ単独)	19	16,969	387	64 (疑い7含む)	【対象年度以外】 受診者数：0
前立腺がん検診	19	11,734	626	143 (疑い87含む)	【対象年度以外】 受診者数：124 要精検者数：1 がん発見者数：0

※対象年齢は40歳以上とする。ただし、子宮頸がん・子宮体がんは20歳以上、前立腺がんは50歳以上とする。

令和6年度子宮頸がん がん患者名簿（愛媛県総合保健協会）

	市町名	性別	年齢	集検頸部細胞診 (ペセスダ)	集検視触診所見	集検判定	精検検査方法	精検頸部細胞診(ペ セスダ)	子宮頸部診断名	子宮頸部診断名コメ ント	頸部臨床病期	方針
1	四国中央市	女	25	ASC-US		要精検	生検コルポ診、HPV 検査		CIN3			手術療法（円切）
2	宇和島市	女	49	ASC-H		要精検	生検細胞診、コルポ 診	HSIL	CIN3			他院紹介
3	松山市	女	35	HSIL		要精検	コルポ診		CIN3			手術療法（円切）
4	八幡浜市	女	56	SCC		要精検	生検細胞診	HSIL	CIN3			手術療法（単純全摘）
5	今治市	女	50	HSIL		要精検	生検コルポ診		子宮頸がん（扁平 上皮癌）		I B2期	他院紹介
6	東温市	女	26	ASC-H		要精検	生検コルポ診		CIN3			他院紹介
7	西条市	女	40	HSIL		要精検	生検コルポ診		CIN3			他院紹介
8	松山市	女	80	ASC-H		要精検	生検		CIN3			手術療法
9	松山市	女	43	SCC		要精検	生検コルポ診		CIN3			手術療法（円切）
10	愛南町	女	67	SCC		要精検	生検コルポ診、円切		CIN3			手術療法（円切）
11	新居浜市	女	39	Adenocarcinoma		要精検	生検細胞診、コルポ 診	Adenocarcinoma	子宮頸がん（腺 癌）		I 期	他院紹介
12	西条市	女	68	SCC		要精検	生検コルポ診		子宮頸がん（扁平 上皮癌）	頸癌ⅢC1期（c T2 b N1M0）	III B期	化学療法
13	松山市	女	83	HSIL		要精検	生検コルポ診		CIN3			経過観察
14	今治市	女	32	HSIL		要精検	コルポ診		CIN3			手術療法
15	八幡浜市	女	39	ASC-H		要精検	生検コルポ診		CIN3	CIN3 or more		他院紹介
16	今治市	女	40	ASC-US		要精検	コルポ診HPV検査		CIN3			手術療法（円切）
17	東温市	女	35	HSIL		要精検	生検コルポ診		CIN3			手術療法（円切）
18	西条市	女	46	HSIL		要精検	生検コルポ診		CIN3			手術療法（円切）
19	伊方町	女	24	LSIL		要精検	生検コルポ診		CIN3			他院紹介
20	松前町	女	40	HSIL		要精検	コルポ診		CIN3			他院紹介

子宮頸がん検診精度管理調査(検診機関用)調査票

【回答者様へ】

ご回答の前に以下を必ずお読みください:

- ① 令和6年度に実施した(もしくは現在実施中の)検診についてお答えください。
- ② 回答は○(実施)か×(未実施)でお答えください。
- ③ 貴施設で回答が分からぬ項目については、必ず関係機関(都道府県・市区町村・医師会・外注先検査機関等)に確認してお答えください。
もし自治体や医師会等から予め回答を指定されている場合は、それに従って回答してください。
ただし、★が付いた項目には貴施設が回答してください(検診機関ごとに体制が異なるため)。

集団検診 回答欄	
1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)	
<p>解説:</p> <p>① 下記の6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布されたかをお答えください。 (ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみの説明は不適切です。)</p> <p>② 受診時に貴施設で配布された場合、あるいは、貴施設以外(自治体等)が受診勧奨時に配布された場合※のどちらでも○です。</p> <p>※あらかじめ資料内容を確認し、下記の6項目が含まれている場合は○と回答してください。</p>	
<p>(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分※で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか ※検体不適正以外の細胞診判定(ASC-USなど)を「要再検査」などに区分するのは×です。</p> <p>(2) 精密検査の方法について説明しましたか (精密検査としては、検査結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など)</p> <p>(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められている)。</p> <p>(4) 検診の有効性(細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか</p> <p>(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか</p> <p>(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか</p>	<input type="radio"/>
2. 検診機関での精度管理	
<p>(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか</p> <p>(2) 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書※に明記しましたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) 医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。</p> <p>(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び腔部表面の全面擦過により細胞を採取し^{注1}、迅速に処理(固定など)しましたか ※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し、固定すること。</p> <p>(4) 細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託する場合※は、その委託機関(施設名)を仕様書に明記しましたか ※業務を委託していない場合は回答不要です。医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。 回答欄にハイフン(−)を入力してください(空欄にしないでください)。</p> <p>(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか※ ※不適正例があつた場合は必ず再度検体採取を行うこと。また不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有していれば○です。</p> <p>(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか※ ※不適正例があつた場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有していれば○です。</p> <p>(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか</p> <p>(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか</p> <p>(9) 問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか ※有症状者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば○と回答してください。</p> <p>(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか</p>	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>

(11) 視診は腔鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	★	○
3. 細胞診判定施設での精度管理		
解説: ① 細胞診判定を外注している場合は、外注先施設の状況を確認して回答してください。 ② 自治体・医師会等が外注先施設を指定しており、自治体・医師会等が本調査の回答を指定している場合は、それに従って回答してください。		
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。 もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか ^{注2}		○
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い ^{注2} 、再スクリーニング施行率を報告しましたか ※ ※自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できる体制があれば○です。 また公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すしいれば○です。		○
(3) 細胞診結果の報告には、ベセダシステム ^{注3} を用いましたか		○
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか [*] ※必ず全ての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切です(本調査には×と回答してください)。		○
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか [*] ※がん発見例については必ず見直すこと。 またがん発見例が無い場合でも、見直す体制があれば○と回答してください。		○
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか		○
4. システムとしての精度管理 (地域保健・健康増進事業報告、およびプロセス指標値の解説は別紙解説資料をご参照ください)		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内 [*] になされましたか ※・貴施設から市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。 ・また、細胞診判定施設から市区町村を介して結果を通知する場合は、市区町村に報告期間を確認して回答してください。	★	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 [*] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告(注4)に必要な情報を指します。	★	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 [*] (精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※ 地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。		○
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医 [*] を交えた会)等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか ※当該検診機関に雇用されていない子宮頸がん検診専門家あるいは細胞診専門医を指します。	★	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか [*] ※・本調査では令和5年度のプロセス指標値について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	★	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	★	○

注1 一般社団法人 日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

注2 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注3 ベセダシステムによる分類: The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition及びベセダシステム2001アトラス 参照

注4 地域保健・健康増進事業報告:

全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。

この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。

ご署名欄	
回答者氏名	佐伯 健二
子宮頸がん検診責任医師名	池谷 東彦
施設名	公益財団法人 愛媛県総合保健協会
住所	松山市味酒町1丁目10番地5
Tel	089-987-8208
メール	seidokanri@eghca.or.jp

令和6年度市町がん検診の実施状況

検診機関名

愛媛県厚生農業協同組合連合会

	実施市町数	指針の対象年齢			備考 (対象年齢以外の受診者数・要精検者数・がん発見者数も記載)
		受診者数	要精検者数	がん発見者数	
胃がん検診	19	10,132	695	8	受診者数 : 104 要精検者数 : 5 がん発見者数 : 0
大腸がん検診	19	24,962	1,379	37	受診者数 : 163 要精検者数 : 10 がん発見者数 : 0
子宮頸がん検診	19	9,287	81	13	受診者数 : 0 要精検者数 : 0 がん発見者数 : 0
子宮体がん検診					
肺がん検診 (X線)	19	19,721	D判定 : 58	D判定 : 0	受診者数 : 179 要精検者数 : 0 がん発見者数 : 0
			E判定 : 535	E判定 : 16	
肺がん検診 (C T)	16	4,202	D判定 : 84	D判定 : 1	受診者数 : 0 要精検者数 : 0 がん発見者数 : 0
			E判定 : 43	E判定 : 11	
乳がん検診 (マンモ・視触診併用)					
乳がん検診 (マンモ単独)	19	12,228	360	45	受診者数 : 0 要精検者数 : 0 がん発見者数 : 0
前立腺がん検診	19	8,199	540	45	受診者数 : 77 要精検者数 : 0 がん発見者数 : 0

※対象年齢は40歳以上とする。ただし、子宮頸がん・子宮体がんは20歳以上、前立腺がんは50歳以上とする。

※がん発見数は、がんおよびがん疑いの数

令和6年度 がん患者名簿(子宮頸がんおよび子宮頸がん疑い)

No	性別	発見時年齢	早期・進行	病期分類	備考
1	女	52	不明	不明	まどんな病院から愛大に紹介
2	女	35		CIN3	
3	女	66		CIN3	
4	女	46		CIN3	
5	女	38		CIN3	奥島病院で手術済み
6	女	51		CIN3	
7	女	23		CIN3	
8	女	59		CIN3	
9	女	51		CIN3	
10	女	75		CIN3	
11	女	63		CIN3	
12	女	45		CIN3	
13	女	45		CIN3	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

子宮頸がん検診精度管理調査(検診機関用)調査票

【回答者様へ】

ご回答の前に以下を必ずお読みください:

- ① 令和6年度に実施した(もしくは現在実施中の)検診についてお答えください。
- ② 回答は○(実施)か×(未実施)でお答えください。
- ③ 貴施設で回答が分からぬ項目については、必ず関係機関(都道府県・市区町村・医師会・外注先検査機関等)に確認してお答えください。
もし自治体や医師会等から予め回答を指定されている場合は、それに従って回答してください。
ただし、★が付いた項目には貴施設が回答してください(検診機関ごとに体制が異なるため)。

集団検診 回答欄

1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)

解説:

- ① 下記の6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布されたかをお答えください。
(ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみの説明は不適切です。)
- ② 受診時に貴施設で配布された場合、あるいは、貴施設以外(自治体等)が受診勧奨時に配布された場合※のどちらでも○です。
※あらかじめ資料内容を確認し、下記の6項目が含まれている場合は○と回答してください。

(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分※で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか
※検体不適正以外の細胞診判定(ASC-USなど)を「要再検査」などに区分するのは×です。

○

(2) 精密検査の方法について説明しましたか
(精密検査としては、検査結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など)

○

(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※
※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められている)。

○

(4) 検診の有効性(細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか

○

(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか

○

(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか

○

2. 検診機関での精度管理

(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか

★ ○

(2) 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書※に明記しましたか

○

※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)
医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。

(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び腔部表面の全面擦過により細胞を採取し^{注1}、迅速に処理(固定など)しましたか
※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し、固定すること。

★ ○

(4) 細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託する場合※は、その委託機関(施設名)を仕様書に明記しましたか
※業務を委託していない場合は回答不要です。医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。
回答欄にハイフン(−)を入力してください(空欄にしないでください)。

○

(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか※

★ ○

※不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有していれば○です。

(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか※

★ ○

※不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有していれば○です。

(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか

★ ○

(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか

★ ○

(9) 問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか

★ ○

※有症者者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば○と回答してください。

(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか

★ ○

(11) 視診は腔鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	★	○
3. 細胞診判定施設での精度管理		
解説: ① 細胞診判定を外注している場合は、外注先施設の状況を確認して回答してください。 ② 自治体・医師会等が外注先施設を指定しており、自治体・医師会等が本調査の回答を指定している場合は、それに従って回答してください。		
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。 もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか ^{注2}		○
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い ^{注2} 、再スクリーニング施行率を報告しましたか [*] ※自治体・医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できる体制があれば○です。 また公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すいれば○です。		○
(3) 細胞診結果の報告には、ベセダシステム ^{注3} を用いましたか		○
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか [*] ※必ず全ての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切です(本調査には×と回答してください)。		○
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか [*] ※がん発見例については必ず見直すこと。 またがん発見例が無い場合でも、見直す体制があれば○と回答してください。		○
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか		○
4. システムとしての精度管理 (地域保健・健康増進事業報告、およびプロセス指標値の解説は別紙解説資料をご参照ください)		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内 [*] になされましたか ※貴施設から市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。 ・また、細胞診判定施設から市区町村を介して結果を通知する場合は、市区町村に報告期間を確認して回答してください。	★	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 [*] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告(注4)に必要な情報を指します。	★	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 [*] (精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※ 地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。		○
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医 [*] を交えた会)等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか ※当該検診機関に雇用されていない子宮頸がん検診専門医を指します。	★	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか [*] ※・本調査では令和5年度のプロセス指標値について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	★	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	★	○

注1 一般社団法人 日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

注2 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注3 ベセダシステムによる分類: The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition及びベセダシステム2001アトラス 参照

注4 地域保健・健康増進事業報告:

全国の保健所及び市区町村は、毎年1回年にがん検診の結果を報告します。

この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。

ご署名欄	
回答者氏名	森野 夏恵
子宮頸がん検診責任医師名	田中 伸司
施設名	愛媛県厚生連健診センター
住所	松山市鷹子町533-1
Tel	089-970-2070
メール	morino_n@kousei-ehime.or.jp

Ⅱ 子宮がん検診実施要領 (R6年10月改正)

1 事業計画の策定と実施

- (1) 市町は、検診実施に当たり、次に掲げる事務を処理する。
- ① 検診機関と検診事業を円滑に行うため必要な事項について委託契約を締結する。
なお、医療機関への委託に当たっては、実施体制、精度管理の状況、健康診査業務の効率化等を考慮し適切と認められる方法により行う。
 - ② 検診機関と緊密な連絡を取り、日程表を作成する等、他の検診事業との連携を保ち、効果的な検診を行う。
- (2) 集団検診を行う検診機関は、次に掲げる事務を処理する。
- ① 検診日程の調整及び変更に関すること。
 - ② 検診結果及び業務実績等を、関係市町に適切な方法で報告すること。
 - ③ 車検診による場合は、業務日誌により、検診車の運行状況を記録すること。

2 検診対象者の把握と管理

当該市町の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。ただし、H P V検査単独法（※）による子宮頸がん検診については、30歳以上の女性を対象とする。なお、子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診については、受診を特に推奨する者を20歳以上69歳以下の者とする。H P V検査単独法による子宮頸がん検診については、受診を特に推奨する者を30歳以上60歳以下の者（61歳以上の5(2)の追跡検査対象者を含む。）とする。対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。ただし、医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受ける機会がない者とする。市町は、検診対象者の把握に努め、名簿を作成するなどして、登録システムの充実を図るとともに検診実施計画を作成する際の基礎資料とする。

※ H P V検査を実施し、陽性とされた場合にのみ追加的にトリアージ検査として同一検体を用いた子宮頸部の細胞診を実施する方法。ただし、トリアージ検査として実施する子宮頸部の細胞診については、6(1)③における子宮頸部の細胞診とは区別する。

3 検診の種類

検診の種類は、次の2種類とする。

- (1) 集団検診
- (2) 医療機関検診

4 検診実施人員等

(1) 検診実施人員

集団検診及び医療機関検診にあっては、半日を1検診単位とし、1単位80名程度とする。

(2) 受診者に対する事前措置

市町は、受診者に対し、あらかじめ検診計画及び受診上の注意事項等を周知徹底する。

5 検診の内容及び実施回数等

(1) 検診の内容

集団検診においては、子宮頸がん検診を行う。

医療機関検診においては、子宮頸がん検診及び子宮体がん検診を行う。

(2) 子宮頸がん検診の実施回数等

子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診の対象者については、同一人について2年に1回の受診とする。

なお、前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行う。したがって受診機会は毎年度設けることとする。

H P V検査単独法による子宮頸がん検診については、原則として、同一人について5年に1回とする。精度管理の観点で、30歳からの5年刻みの年齢（以下「節目年齢」という。）の者に対し行うことを推奨する。さらに、H P V検査単独法による子宮頸がん検診における追跡検査（※）については、直近の検診においてH P V検査陽性かつトリアージ検査陰性となった者（以下「追跡検査対象者」という。）に対して実施する。

直近の節目年齢でH P V検査単独法による子宮頸がん検診を受診せず、かつ前年度に子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診を受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、受診機会を必ず毎年度設けることとする。加えて、H P V検査単独法において、前年度以前に追跡検査を受診しなかった追跡検査対象者に対しても積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において追跡検査の受診機会を与える観点から、追跡検査の受診機会を必ず毎年度設けることとする。なお、節目年齢の者に対して実施する市町において、節目年齢以外の年齢で受診した者については、追跡検査対象者を除き、次回は節目年齢に受診勧奨を行うこととする。

※ 追跡検査対象者に対して行うH P V検査単独法による子宮頸がん検診。当該年度に追跡検査対象者となった場合には、翌年度に追跡検査を受診する。

それぞれの受診率は、以下の算定式により算定する。

<2年に1回の場合>

$$\text{受診率} = \frac{((\text{前年度の受診者数}) + (\text{当該年度の受診者数}) - (\text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数}))}{(\text{当該年度の対象者数}^*)} \times 100$$

*対象者数は年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

<5年に1回の場合（H P V検査単独法による子宮頸がん検診）>

$$\text{受診率} = \frac{(\text{当該年度及び過去4か年度の間にH P V検査単独法による子宮頸がん検診を1度以上受診した者の数}^*)}{(\text{当該年度の対象者数}^{**})} \times 100$$

*追跡検査のみの受診者は除く。

**対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

6 子宮がん検診の実施

(1) 子宮頸がん検診の実施

子宮頸がん検診の検診項目は、子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診については、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。

H P V検査単独法による子宮頸がん検診については、問診、視診及びH P V検査とし、H P V検査陽性となった場合にトリアージ検査を行う。さらに、トリアージ検査陰性となった場合に翌年度追跡検査を行う。

精度管理の観点から、各市町が30歳以上の対象者に対して実施する検査方法については、原則として各市町で一律にすることとする。

① 問診

子宮がん検診受診票（様式第1号）により年齢、妊娠歴、分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の有無、子宮頸部病変の既往歴等必要な事項を聴取（項目によっては、あらかじめ本人に記入させてもよい。）する。

この場合の不正性器出血とは、一般的にいう月経時以外の出血、性交後出血、閉経後出血、過多月経・月経不順などの月経異常、下着に付着したしみ程度の赤色斑点（いわゆるSpotting）、褐色帶下等出血に起因すると思われるすべての状態を含める。

② 視診

必要に応じ、コルポスコープ検査を併せて行う。集団検診では、コルポスコープ検査は省略してもよい。

③ 子宮頸部の細胞診

ア 細胞採取の方法

子宮頸部の細胞診については、綿棒（細胞採取用）または木製

へらもしくはブラシを用い、子宮腔部及び頸管内をそれぞれ擦過採取し、液状検体法またはスライドグラスに塗布する。

ただし、集団検診においては、原則的に液状検体法を行うものとし、医療機関検診においても、可能な限り、液状検体法により実施することとする。

イ 細胞診の実施

採取した検体は、直ちに処理（固定等）した後、パパニコロウ染色を行い、顕微鏡下で観察する。

判定は、公益財団法人日本臨床細胞学会認定施設において細胞診専門医の指導のもとに、公益財団法人日本臨床細胞学会が認定した細胞検査士が行うことが望ましく、ダブルチェックを原則とする。

なお、検診実施機関が細胞診を他の検査センター等に依頼する場合は、細胞診検査機関の細胞診専門医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならぬ。

ウ 細胞診の結果

子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスタシステム（別紙）により分類する。

④ H P V 検査単独法

H P V 検査単独法の実施に当たっては、H P V 検査とトリアージ検査で同一の検体を用いるため、液状化検体（※）を用いること。また、日本産科婦人科学会及び日本婦人科がん検診学会による「対策型検診におけるH P V 検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」（以下「H P V 検査単独法検診マニュアル」という。）を参考にすること。

※ 液状化検体とは、採取した細胞を専用の保存液に回収し細胞浮遊液として保存した検体を指す。

H P V 検査単独法については、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン2019年度版」（国立がん研究センター）において、子宮頸部の細胞診と同様に対策型検診への導入が推奨されているが、「H P V 陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診単独法を下回る可能性がある」と言及されている。

また、本指針に基づくH P V 検査単独法では、次回の検査時期・内容が検診結果ごとに異なる等、これまでの検診とは異なる運用が必要となる。子宮頸がん検診の効果を担保するため、H P V 検査単独法を実施する場合には、市町は以下の要件を全て満たす必要がある。

<要件>

- ・この指針に沿って実施するとともに、H P V 検査単独法検診マ

ニュアルを活用すること

- ・H P V 検査単独法の導入時に必要な者が導入に向けた研修等を受講していること
- ・受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが可能であること
- ・H P V 検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られていること
- ・H P V 検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと

⑤ 内診

双合診を実施する。

(2) 子宮体がん検診の実施

① 対象者

子宮頸がん検診の問診の結果、最近6ヶ月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択としては、十分な安全管理の下で検査を実施することができる医療機関への受診を勧奨する。ただし、子宮頸がん検診と併せて子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合は、子宮体部の細胞診を行うことができる。

② 子宮体部細胞診

ア 細胞採取の方法

子宮体部の細胞診については、吸引法又は擦過法によって検体を採取する。

イ 細胞採取の留意点

子宮体部の細胞診において、吸引法又は擦過法のいずれの方法を用いても細胞採取ができないときは、速やかに医療機関で受診するよう指導し、以後の受診状況、検診結果などの把握・追跡に努める。

ウ 細胞診の結果

子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分する。

(3) 指導区分等

指導区分は、「要精検」及び「要確定精検（H P V 検査単独法）」、「要再検」、「精検不要」及び「確定精検不要（H P V 検査単独法）」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

① 「要精検」及び「要確定精検」と区分された者

精密検査及び確定精検の重要性を説明した上で、医療機関への受診を指導する。指導後も精検及び確定精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。

ア 子宮頸がん検診の結果、ベセスダシステムで「ASC-US」、「ASC-H」、「LSIL」、「HSIL」、「SCC」、「AGC」、「AIS」、「Adenocarcinoma」、「Other malig.」と判定された者（別紙参照）

イ 子宮体がん検診の結果、「陽性」又は「疑陽性」と判定された者

ウ ア、イ以外の者は、症状など問診の結果を勘案し、精密検査及び確定精検の要否を決定する。

② 「要再検」と区分された者

再検査を受診するよう指導する。

ア 子宮頸がん検診のベセスダシステムで「検体不適正」と判定された者

イ H P V 検査で「判定不能」となった者

ウ 子宮体がん検診の子宮内膜細胞採取不能者

③ 「精検不要」と「確定精検不要」と区分された者

細胞診による子宮頸がん検診で、「精検不要」と区分された者については、2年後の検診を勧める。

H P V 検査単独法による子宮頸がん検診で、「確定精検不要」と区分された者のうち、追跡検査対象者に対しては、追跡検査の重要性（将来C I N 3以上（※）になるリスクが、H P V 検査陰性となった者と比較して高い者であることを含む。）を説明した上で、翌年度の追跡検査の受診を指導するとともに、翌年度、追跡検査対象者に当該重要性を改めて明示して受診勧奨を実施することとし、それ以外の者に対しては、5年後又は次の節目年齢の検診を勧める。

※ 子宮頸部上皮内腫瘍3（C I N 3）、上皮内腺がん（A I S）及び子宮頸部浸潤がんを指す。

また、子宮体がん検診を実施した者については、日常生活において不正性器出血等に注意するよう指導する。

（4）結果の通知

検診機関は、検診結果をとりまとめの上、子宮がん検診者名簿（様式第2号-1及び様式第2号-2）により、市町へ通知する。

特に、精密検査及び確定精検・再検査等を必要とする者については、市町を通じて個々に通知する。

また、市町は検診機関から送付された検診結果を子宮がん検診結果通知書（様式第3号）により、速やかに各受診者へ通知する。なお、H P V 検査単独法の場合は、確定精検の必要性の有無に加え、追跡検査の必要性の有無を附すこと。

（5）要精検及び要確定精検・要再検者等に対する指導

市町は、要精検及び要確定精検者については直ちに本人に通知するとともに、保健師による訪問等を行い、過度な不安を与えることのないよう配慮しながら、二次検診依頼書兼結果報告書（様式第4号）に返信用封筒を添えて、速やかに医療機関を受診するよう指導する。

また、検体不適正又は子宮内膜細胞採取不能により要再検となつた者には、十分な説明を行い、検診機関又は医療機関での再検査を指導する。

(6) がん検診の利益・不利益説明

がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意する必要がある。

＜がん検診の利益・不利益について＞

（利益の例）

- ・健診受診後のがんの早期発見・早期治療による死亡率減少効果があること
- ・早期に発見できるために侵襲の軽度な治療で済むこと
- ・がん検診で「異常なし」と判定された場合に安心感を得られること等

（不利益の例）

- ・偽陰性、偽陽性（また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要的精密検査及び確定精検を受ける場合があること。）、過剰診断、偶発症等がんがあるにもかかわらず、検診でがんの疑いがあると判定されないこと
- ・がんがないにもかかわらず、がんがあるかもしれないと診断されること
- ・がん検診で発見されるがんの中には、本来そのがんが進展して死亡に至るという経路を取らない、生命予後に關係のないものが発見される場合があること

（参考）「かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック～受診率向上をめざして～」（平成21年度厚生労働省がん検診受診向上指導事業・平成22年3月）

7 事後管理

(1) 結果等の把握

医療機関と連携の下、受診の結果等について把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査及び確定精検を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査及び確

定精検の結果の把握に努めること。また、市町は、その結果を報告するように求めること。

なお、個人情報の取扱いについては、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）を参照すること。

(2) 記録等の整備保存

検診実施機関は、受診票、検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

市町は、健康管理台帳を整備し、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、子宮頸部の細胞診の結果、HPV検査単独法の結果、HPV検査単独法における追跡検査の必要性の有無、子宮頸部病変の精密検査及び確定精検の必要性の有無とその受診状況及びその結果等住民の健康管理に必要と思われる事項を記録保存する。

また、がんと診断された者については、個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療状況等についての記録を整備するとともに、これを愛媛県生活習慣病予防協議会子宮がん部会の求めに応じて報告する。

(3) 指導及び追跡調査

市町は、健常者についても事後の健康管理及び適切な間隔での受診などの指導に努める。

また、要精検及び要確定精検・要治療者についての指導及び追跡を積極的に行い、特に、がんの発見された者については、がん患者台帳（様式第5号）を作成し、その後の治療歴、生存状況、死亡原因等についても長期にわたって追跡調査する。

(4) 結果の報告

市町は、当該年度の検診結果を次のとおり愛媛県生活習慣病予防協議会子宮がん部会に報告（提出先：所轄保健所）する。

- ① 検診受診者及び受診率を子宮がん検診受診結果集計表（様式第6号の1）により翌年度の5月31日までに報告する。
- ② 精密検査及び確定精検結果を子宮がん検診精密検査及び確定精検結果集計表（様式第6号の2）により翌々年度の5月31日までに報告する。

8 事業評価

子宮がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町は、チェックリスト（市町村用）を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診機関等関係者と十分協議を行い、地

域における実施体制の整備に努めるとともに、子宮がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、県は、子宮がん部会において、地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト（県用）を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行い、市町に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

【チェックリストについて】

がん検診における事業評価については、令和5年6月に厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会」がとりまとめた報告書「がん検診事業のあり方について」（以下「報告書」という。）で示された基本的な考え方を基に、「技術・体制的指標」である「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うこととする。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」に置き換える。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

9 検診実施機関

- (1) 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、細胞診やHPV検査等の精度管理に努める。
- (2) 検診実施機関は、子宮がんに関する正確な知識及び技術を有するものでなければならない。
- (3) 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡を取り、精密検査及び確定精検の結果の把握に努めなければならない。
- (4) 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。ただし、液状化検体については、少なくともHPV検査及びトリアージ検査の結果が判明するまで保存しなければならない。
- (5) 検診実施機関は、子宮がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。

10 がん検診における管理者の取扱いについて

なお、本指針における取扱いと併せて、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定により、がん検診の実施場所である病院又は診療所に

は、管理者として常勤の医師を置く必要があることに留意されたい。ただし、へき地や医師少数区域等の診療所又は専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、常勤の医師を確保することが困難である場合や管理者となる医師の育児・介護等の家庭の事情により一定期間弾力的な勤務形態を認める必要性が高い場合等においては、例外的に常勤でなくとも管理者として認められる。この場合、常時連絡を取れる体制を確保する等、管理者の責務を確実に果たすことができるようになることが必要である（「診療所の管理者の常勤について（通知）」（令和元年9月19日付け医政総発0919第3号、医政地発0919第1号）参照）。

愛媛県精密検査実施医療機関等届出実施要領

1 目的

健康増進法に基づく健康増進事業として市町が実施するがん検診及び肝炎ウイルス検診の精密検査の精度向上を図るため、精密検査実施医療機関又は医師を届出により公表することとし、必要な事項を定める。

2 実施方法等

- (1) 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診については精密検査実施医療機関を、肝炎ウイルス検診については精密検査実施医師を届出により公表する。
- (2) 医療機関及び医師が届出をする場合は、各検診精密検査実施医療機関及び医師届出書（以下「届出書」という。（様式第1～5号））を愛媛県生活習慣病予防協議会（以下「協議会」という。）各部会長宛に毎年1月31日までに提出する。ただし、届出書及びえひめ電子申請システム（手のひら県庁）を使用するときは、当該システムへの記録をもって届出書の提出に代えることができる。
- (3) 協議会は、提出された届出書をとりまとめ、協議会各部会（以下「部会」という。）において届出医療機関及び医師を、別記届出基準に基づき精査し名簿を作成する。

3 届出医療機関及び医師名簿の作成等

- (1) 協議会は、上記により作成した届出医療機関及び医師の名簿を、保健所、市町及び検診団体に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。
- (2) 名簿については、医療機関名、診療科名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号を記載する。ただし、肝炎ウイルス検診精密検査実施医師については、医師名、日本肝臓学会専門医及び日本消化器病学会専門医の資格も併せて記載する。
- (3) 届出医療機関は、届出内容に変更が生じた場合は、適宜、事務局へ届出（様式は届出様式に準ずる。）るものとする。

4 届出の更新

届出の更新は、原則として年1回実施することとし、更新手続きは、届出手続きに準じて行うものとする。

5 届出に係る事務

精密検査実施医療機関及び医師の届出に関する事務は、愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、各検診精密検査実施医療機関及び医師の届出について必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 2 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 8 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 31 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 8 月 30 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 31 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 13 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 17 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 7 日から適用する。

1 胃がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査として、上部消化管内視鏡検査あるいはX線透視検査が実施できること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町又は検診受託機関へ速やかに返送するなど市町の行う胃がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会消化器がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見された胃がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(胃がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 各種の関連学会等への参加を通じて、常に胃がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

2 大腸がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査として、全大腸が観察できること。精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施する。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施すること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町又は検診受託機関へ速やかに返送するなど市町の行う大腸がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会消化器がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見された大腸がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(大腸がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 各種の関連学会等への参加を通じて、常に大腸がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

3 肺がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) ①または②のいずれかに該当すること。
 - ① 精密検査として、気管支鏡検査及び高分解能CT検査が実施できること。
 - ② (一社)日本呼吸器学会専門医あるいは呼吸器外科専門医合同委員会認定専門医がいること。

- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町又は検診受託機関へ速やかに返送するなど市町の行う肺がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会肺がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見された肺がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(肺がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 各種の関連学会等への参加を通じて、常に肺がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

4 乳がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査として、要精検者に対して下記の検査および診断が行われる施設とする。
 - ①問診／視触診
 - ②マンモグラフィ
 - ③乳房超音波検査
 - ④画像誘導下生検

ただし、④については、細胞診・組織診ができる施設との連携ができる場合も条件を満たすものとする。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町又は検診受託機関へ速やかに返送するなど市町の乳がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会乳がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見された乳がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(乳がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 各種の関連学会等への参加を通じて、常に乳がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

5 子宮頸がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 日本産科婦人科学会の専門医が1名以上勤務していること。(常勤・非常勤は問わない。)
- (2) コルポスコープが設置され、コルポスコープに習得した医師が行うこと。
- (3) 細胞診及び精密検査としてコルポスコープによる狙い組織診が実施可能であること。
- (4) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町又

は検診受託機関へ速やかに返送するなど市町の行う子宮頸がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会子宮がん部会に報告されることについて了承すること。

- (5) 発見された子宮頸がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (6) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(子宮がん予防対策講習会)を受講すること。
- (7) 各種の関連学会等への参加を通じて、常に子宮がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

6 肝炎ウイルス検診精密検査実施医師届出基準

- (1) (一社)日本肝臓学会専門医あるいは(一財)日本消化器病学会専門医であること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町(検診受託機関)へ速やかに返送するなど市町の行う肝炎ウイルス検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見された肝がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (4) 愛媛県生活習慣病予防対策講習会(肝がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 各種の関連学会等への参加を通じて、常に肝がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

令和7年度用 精密検査実施医療機関（子宮頸がん） R7.4.1現在 ○医療機関の状況によっては受診できないこともありますので、
必ず事前に医療機関に確認をしてから受診してください。

番号	施設名	診療科	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	社会医療法人石川記念会HITO病院	婦人科	799-0121	四国中央市上分町788-1	0896-58-2222	0896-58-2223
2	愛媛県立新居浜病院	産婦人科	792-0042	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161	0897-43-6412
3	医療法人 こにしクリニック	産婦人科	792-0811	新居浜市庄内町1-13-35	0897-33-1135	0897-32-9163
4	一般財団法人積善会 十全総合病院	産婦人科	792-8586	新居浜市北新町1-5	0897-33-1818	0897-37-2124
5	住友別子病院	婦人科	792-8543	新居浜市王子町3-1	0897-37-7116	0897-37-7122
6	西条市立周桑病院	産婦人科	799-1341	西条市壬生川131	0898-64-2630	0898-65-5503
7	西条中央病院	産婦人科	793-0027	西条市朔日市804	0897-56-0300	0897-56-0301
8	医療法人 サカタ産婦人科	産婦人科	793-0006	西条市下島山甲1453	0897-55-1103	0897-55-1141
9	愛媛県立今治病院	産婦人科	794-0006	今治市石井町4-5-5	0898-32-7111	0898-22-1398
10	医療法人 梅岡レディースクリニック	産婦人科	790-0052	松山市竹原町1-3-5	089-943-2421	089-943-2424
11	愛媛県立中央病院	産婦人科	790-0024	松山市春日町83	089-947-1111	089-943-4136
12	医療法人団伸会 奥島病院	婦人科	790-0843	松山市道後町2-2-1	089-925-2500	089-922-6339
13	医療法人光信会 沢原産婦人科皮フ科	産婦人科	791-8067	松山市古三津5-4-34	089-951-0311	089-951-0643
14	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター	婦人科	791-0280	松山市南梅本町甲160	089-999-1111	089-999-1100
15	すがクリニック消化器内科・婦人科	婦人科	790-0003	松山市三番町4丁目2-5	089-931-1242	089-931-1258
16	つばきウイメンズクリニック	産婦人科	791-1104	松山市北土居5丁目11番7号	089-905-1122	089-905-1102
17	新田産婦人科クリニック	産婦人科	790-0012	松山市湊町4-1-6	089-998-8880	089-998-7752
18	産科婦人科 ばらのいづみクリニック	産科婦人科	790-0941	松山市和泉南1-7-10	089-956-6002	089-956-6004
19	松山赤十字病院	産婦人科	790-8524	松山市文京町1	089-924-1111	089-922-6892
20	社会医療法人真泉会 松山まどんな病院	産婦人科	790-0802	松山市喜与町1-7-1	089-936-2461	089-936-2468
21	医療法人 まり子レディースクリニック	産婦人科	790-0003	松山市三番町4丁目1番7	089-913-1777	089-913-1778
22	愛媛大学医学部附属病院	産婦人科	791-0295	東温市志津川454	電話予約は受け付けておりませんので、直接左記診療科を受診してください。(状況によっては受診できないこともあります。)	

令和7年度用 精密検査実施医療機関（子宮頸がん） R7.4.1現在 ○医療機関の状況によっては受診できないこともありますので、
必ず事前に医療機関に確認をしてから受診してください。

番号	施設名	診療科	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
23	医療法人パールレディースクリニック	婦人科	791-0216	東温市野田2-100-1	089-955-0082	089-955-0132
24	市立八幡浜総合病院	産婦人科	796-8502	八幡浜市大平1-638	0894-22-3211	0894-24-2563
25	いわもと婦人科クリニック	婦人科	797-0015	西予市宇和町卯之町2-275-2	0894-89-3223	0894-89-3222
26	市立宇和島病院	産婦人科	798-8510	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111	0895-26-6560
27	医療法人社団 長野産婦人科	産婦人科	798-0050	宇和島市堀端町1-8	0895-24-1103	0895-24-6895
28	愛媛県立南宇和病院	産婦人科	798-4131	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	0895-72-1231	0895-72-5552

HPV検査単独法に係る現状

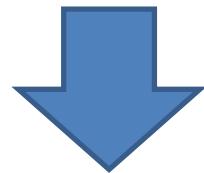


令和 7 年 9 月

愛媛県保健福祉部 健康増進課

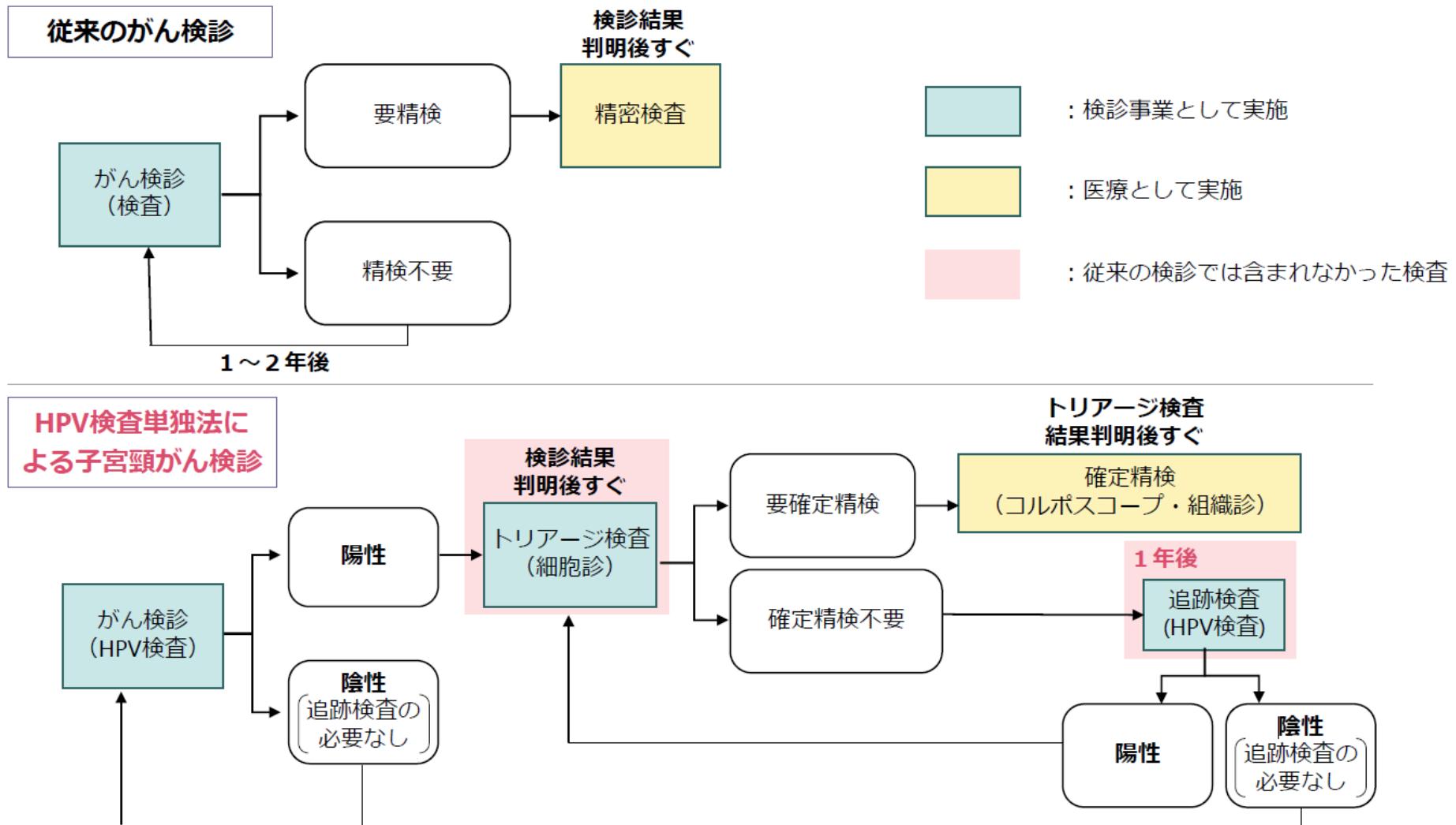
1.HPV検査単独法について

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための
指針（以下「**指針**」）の一部改正（令和6年2月14日）



令和6年度以降、要件（後述）を満たした市町は
HPV検査単独法の導入が可能となった

1.HPV検査単独法について



【R6.2.29厚生労働省自治体向け説明会資料】

1.HPV検査単独法について

② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

※ HPV単独法による子宮頸がん検診の対象年齢についての補足

【HPV検査単独法を導入する市町村での子宮頸がん検診の対象年齢と受診間隔】

年齢	手法	検診間隔
20～29歳	細胞診単独法	2年に1回
30～60歳	HPV検査単独法 (細胞診単独法または実施しない)	5年に1回
61歳以上	細胞診単独法またはHPV検査単独 法のいずれか (市町村内で統一)	細胞診単独法：2年に1回 HPV検査単独法：5年に1回

1.HPV検査単独法について

○HPV 検査単独法と細胞診単独法の効果は同等

ただし、HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理が前提
(遵守できない場合は効果が細胞診単独法を下回る可能性がある)

○HPV 検査単独法導入の最大のメリットとは…

検診間隔を 5 年に延長できること

【受診者：負担軽減、自治体：受診率向上】（受診者の約 8～9 割が 5 年ごとの受診となる）



上記及び後述の要件等を踏まえ、
各市町において導入を検討・判断

2.導入に当たっての要件について

以下を全て満たす必要がある

- 指針に沿って実施、HPV検査単独法検診マニュアルを活用
- 導入時に必要な者が導入に向けた研修等を受講
- 受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが可能
- 新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られている
- 新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行う

2.導入に当たっての要件について

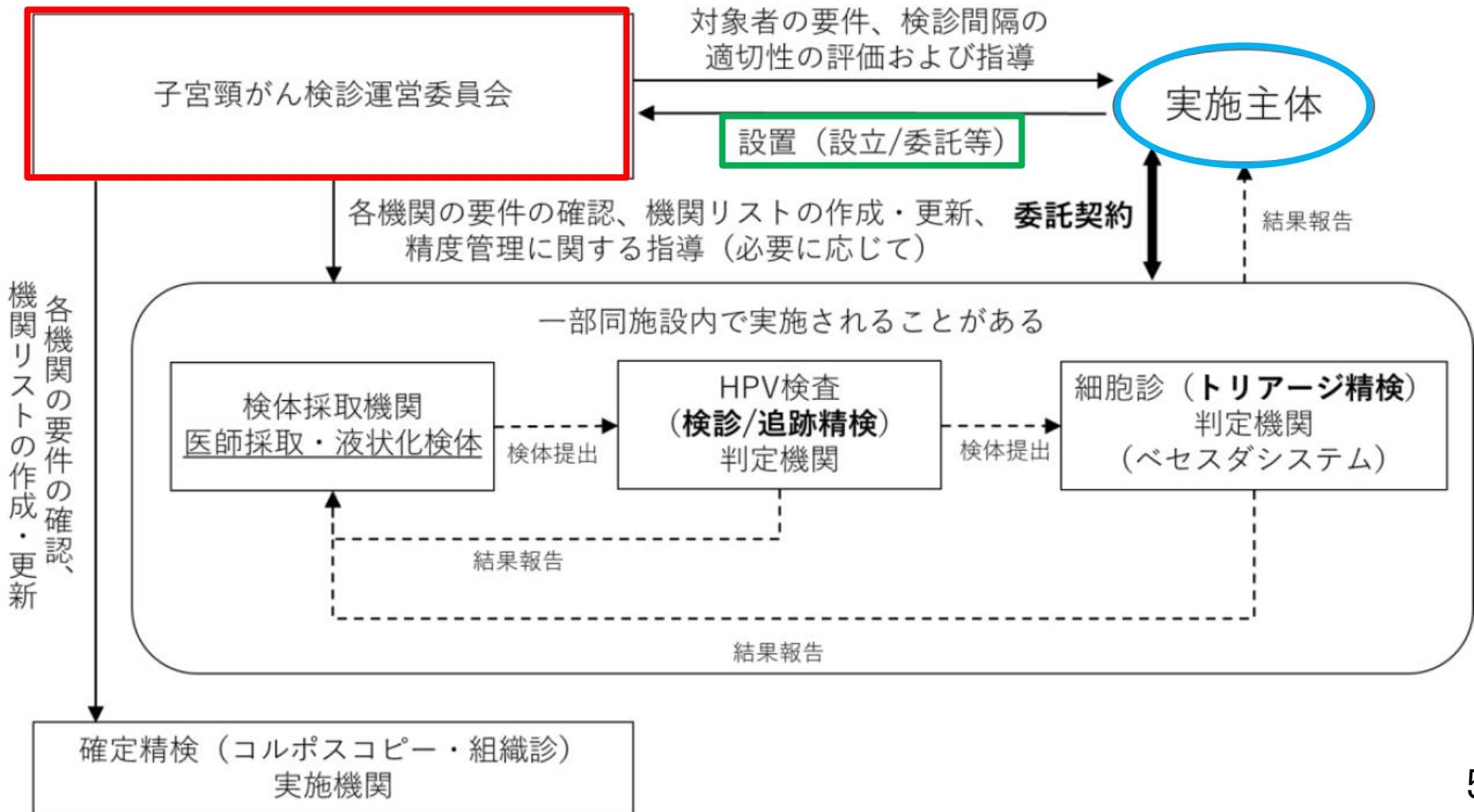
HPV検査単独法検診マニュアルのポイント

- 子宮頸がん検診運営委員会の設置を求めている
- 液状化検体を用い、HPV検査とその陽性者のトリアージ精検（細胞診）を同一検体で行うことを求めている

県内では16市町が既に液状化検体を用いている（令和5年度「市区町村におけるがん検診の実施状況」）

2.導入に当たっての要件について

子宮頸がん検診運営委員会の設置



2.導入に当たっての要件について

子宮頸がん検診運営委員会の役割

- ① 実施主体の検診対象者の要件、検診間隔の設定が適切かの確認および指導
- ② 要件を満たす検体採取機関のリスト作成および更新
- ③ 要件を満たす HPV 検査（検診）判定機関のリスト作成および更新
- ④ 要件を満たす細胞診（トリアージ精検）判定機関のリスト作成および更新
- ⑤ 要件を満たす確定精検（コルポスコピー・組織診）実施機関のリスト作成および更新 → 現在、県で実施
- ⑥ 検診結果区分（HPV 検査+トリアージ精検（細胞診））*に応じた受診者への通知方法の指定または確認

*検診結果区分は「精検不要（HPV 検査陰性）」、「要追跡精検（HPV 検査陽性+トリアージ精検（細胞診）NILM）」および「要確定精検（HPV 検査陽性+トリアージ精検（細胞診）ASC-US 以上）」であり、それぞれの指導内容は IX 章表 1-9 参照

- ⑦ 実施主体の検診受診者を管理するデータベース等の管理状況の確認
- ⑧ 検診プログラム全体の事業評価
- ⑨ 事業評価に基づく検診プログラムの運営改善策の検討、実施主体への助言・指導
(検診に関与する機関に対する研修会の企画立案など)

3.現状について

HPV検査単独法導入状況について

(厚生労働省が一斉通知・調査システムにより市町に直接照会) (R7.5調査実施)

	貴市市区町村ではHPV検査単独法をすでに導入していますか。もしくは、今後導入予定がありますか。						
	1. すでに導入している	2. 令和7年度に導入予定	3. 令和8年度に導入予定	4. 令和9年度以降導入予定	5. 導入予定だが時期を検討中	6. 導入するかどうかを検討中	7. 導入予定なし
松山市					○		
今治市					○		
宇和島市					○		
八幡浜市					○		
新居浜市						○	
西条市						○	
大洲市							○
伊予市							○
四国中央市					○		
西予市					○		
東温市					○		
上島町							○
久万高原町					○		
松前町					○		
砥部町					○		
内子町						○	
伊方町					○		
松野町						○	
鬼北町						○	
愛南町					○		

※結果を共有するに当たり、県から市町に確認の上、回答を修正しているものが一部あります。

3.現状について

■調査方法

厚生労働省が一斉通知・照会システムにより調査
(回答期間：令和7年5月12日～6月19日)

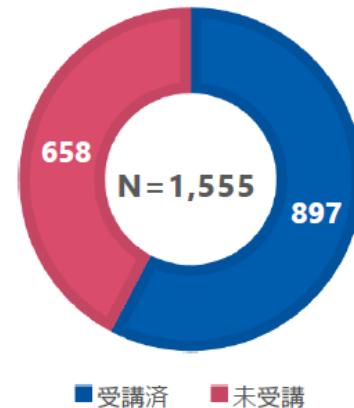
■回答数

1741自治体中1555自治体が回答 (回答率89.3%)

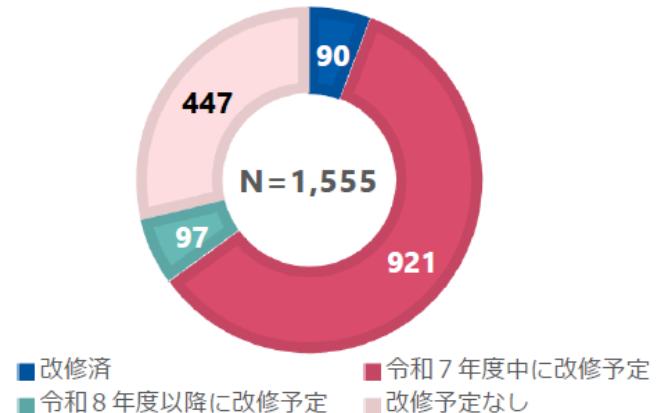
市区町村における導入状況

すでに導入している (回答時点)	4自治体
令和7年度に導入予定	5自治体
令和8年度に導入予定	31自治体
令和9年度以降導入予定	23自治体
導入予定だが時期を検討中	278自治体
導入するかどうかを検討中	737自治体
導入予定なし	477自治体

令和6年度に実施したHPV検査単独法導入に向けた研修受講状況



HPV検査単独法導入に当たっての健康管理システムの改修予定



3.現状について

HPV検査単独法導入状況について

(厚生労働省が一斉通知・調査システムにより市町に直接照会) (R7.5調査実施)

	令和6年度に厚生労働省が実施した、HPV検査単独法の導入に向けた精度管理支援事業の研修を受講しましたか。	
	1. はい	2. いいえ
松山市	○	
今治市	○	
宇和島市	○	
八幡浜市	○	
新居浜市	○	
西条市	○	
大洲市	○	
伊予市	○	
四国中央市	○	
西予市	○	
東温市	○	
上島町	○	
久万高原町	○	
松前町	○	
砥部町	○	
内子町	○	
伊方町	○	
松野町	○	
鬼北町	○	
愛南町	○	

※結果を共有するに当たり、県から市町に確認の上、回答を修正しているものが一部あります。

3.現状について

(厚生労働省が一斉通知・調査システムにより市町に直接照会) (R7.5調査実施)

	貴市区町村では健康管理システムを保有していますか。		HPV検査単独法の導入にあたり健康管理システムを改修していますか。				その他ご意見等がありましたら、記載ください。
	1. はい	2. いいえ	1. 改修済	2. 令和7年度中に改修予定	3. 令和8年度以降に改修予定	4. いいえ	
松山市	○			○			特にありません。
今治市	○			○			県全体としての実施体制(進捗状況)について、適宜市町に共有していただけると助かります。
宇和島市	○			○			特になし
八幡浜市	○			○			特にありません
新居浜市	○			○			特にございません。
西条市	○			○			特にありません
大洲市	○			○			なし。
伊予市	○					○	現状において管理上導入は困難と判断しています。
四国中央市	○			○			特になし
西予市	○			○			自治体単独で検診運営委員会を設置することが難しい。県単位など広域での設置ができるとよいと思う。
東温市	○			○			なし
上島町	○					○	特になし
久万高原町	○			○			特になし。
松前町	○			○			他市町の動向もみながら検討予定です。
砥部町	○			○			特にありません。
内子町	○		○				実施している市町の実績等を確認しながら検討したい。今後も研修等に参加し情報収集していく予定。
伊方町	○			○			特にありません。
松野町	○			○			なし
鬼北町	○			○			特になし
愛南町	○			○			なし

※結果を共有するに当たり、県から市町に確認の上、回答を修正しているものが一部あります。

3.現状について

令和6年度

- 子宮がん検診実施要領をHPV検査単独法に対応した内容に改正（令和6年10月）（結果通知書等の様式も含む）

令和7年度以降

- 導入を希望する市町があれば、県生活習慣病予防協議会の助言をいただきつつ支援

市町において地域医師会や検診実施機関と連携して導入を検討していくことになる

→県にも早い段階でご連絡を

4.事前質問に対する回答

質問	回答
県内の実施状況及び今後の実施予定について	説明済み
導入を検討している市町は、内部の意見として前向きな方向なのかどうか	ご出席の皆様にお伺いします
がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(p6)にて、受診率の計算方法にて「*追跡検査のみの受診者は除く」とあるが、追跡検査者が検診を受けたかどうかは受診者、受診率には影響しない、という考え方間違いないか	お見込のとおり。なお、追跡検査の受診率は別に算出する必要があります。 (次ページのとおり)
追跡検査が5年以上続くようなケースの場合、この対象者はずっと受診者に含まれないということか。またそういったことはあり得るのか。何年以上追跡検査が続いた場合は、診療に回した方がいい等情報があれば教えてほしい。	お見込のとおり。 HPV陰性又は確定精検となるまで、追跡検査を続けていただくことになる。

4.事前質問に対する回答

指針(抜粋)

各検診の受診率は、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数のそれについて、以下の算定式により算定する。

< 5年に1回の場合 (HPV検査単独法による子宮頸がん検診) >

受診率 = (当該年度及び過去4か年度の間にHPV検査単独法による子宮頸がん検診を1度以上受診した者の数*) / (当該年度の対象者数**) × 100

*追跡検査のみの受診者は除く。

$$\text{受診率} = \frac{\text{① HPV検査受診者数}}{\text{対象者数 (住民)}}$$

対象者のうち過去5年間に一度でもHPV検査単独法による子宮頸がん検診を受診した者

$$\frac{\text{追跡精検受診率}}{\text{追跡精検の受診者数}} =$$

過去に追跡精検の対象となりその後の追跡精検でHPV検査が陰性となったことがない者

精度管理指標を算出するために最低限必要な係数

P32~

地域保健・健康増進事業報告に必要な内容は別途厚生労働省からお知らせがあります

① HPV検査受診者数

④ 要追跡精検者数

② HPV検査陽性者数

⑤ 要確定精検者数

③ トリアージ精検受診者数

⑥ 確定精検受診者数

⑦ CIN3、AIS及び子宮頸がん発見数

すべての係数について下記a/b別に把握しておく

a.検診としてのHPV検査受診者

b.追跡精検としてのHPV検査受診者（追跡精検受診者）